

平成 27 年度

精神保健福祉センター所報



滋賀県立精神保健福祉センター

はじめに

皆様には、日頃から当センターの事業や活動に、ご理解、ご協力を賜り、心からお礼申し上げます。平成 27 年度の当センターの所報を取りまとめました。この 1 年間の活動にご協力賜りました関係者の皆様に深く感謝いたしますとともに、本号をご高覧のうえ忌憚のないご意見・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

滋賀県立精神保健福祉センターは、精神保健福祉法第 6 条（精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関を置くものとする）に基づき設置された機関で、ひきこもり支援センター、精神科救急情報センター、自殺予防情報センター、医療福祉相談モールを設置し、地域の関係機関へ技術協力、人材育成のための教育研修、普及啓発、精神保健福祉相談、精神医療審査会や精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療に関する事務、精神科救急相談、緊急対応などの業務を行っています。平成 27 年度は、①自殺未遂者対策の充実 ②市町との支援ネットワークの強化・市町の人材育成支援 ③措置入院患者フォローアップ地域支援事業の実施に重点を置いて業務にとりくみましたので、詳細については内容をご参照ください。

平成 28 年 4 月 1 日に自殺対策基本法が改正され、「生きることの包括的な支援」ということが基本理念として追加されました。また、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないとも謳われています。このことは、自殺対策に限らず、すべての施策、支援を行う上で重要なことだといえます。一昔前と比べ支援は多岐にわたり、それぞれの分野での専門性の向上が図られていますが、それぞれの専門分野の連携について今一度考える時期に来たのかもしれませんが、当センター内の連携強化はもちろんのこと、精神保健福祉の分野にとどまらない関係機関の方々と顔の見える連携を行い、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の向上に取り組んでいきたいと思えます。

今後も引き続き、当センターの活動に一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお礼申し上げます。

平成 28 年 8 月

滋賀県立精神保健福祉センター

所長 辻本 哲士

目 次

I. 沿革	1
II. 組織	2
III. 実績	
1. 技術協力	3
2. 教育研修	4
3. 広報・普及事業	5
4. 精神保健福祉相談事業	9
5. 特定相談事業	10
6. 社会復帰関連事業	13
7. 心の健康づくり推進事業	15
8. 自殺予防（うつ病）対策事業	16
9. こころのケアチーム派遣関連事業(C I T)	19
10. 団体育成	20
11. 自立支援医療(精神通院医療)の認定および精神障害者保健福祉手帳の交付	21
12. 精神医療審査会	22
13. 精神科救急情報センター事業	23
14. ひきこもり支援センター事業	27
15. 知的障害者更生相談所事業	33
16. 医療福祉相談モール推進事業	38
17. 研究・発表等	39
IV. 参考資料	
1. 精神保健福祉センター運営要領	45
2. ひきこもり対策推進事業実施要領	47
3. ひきこもり推計数	49
4. 社会資源一覧	50
5. 滋賀県精神科救急医療システム事業	52
6. 年度別申請・通報等の対応件数	53

I. 沿革

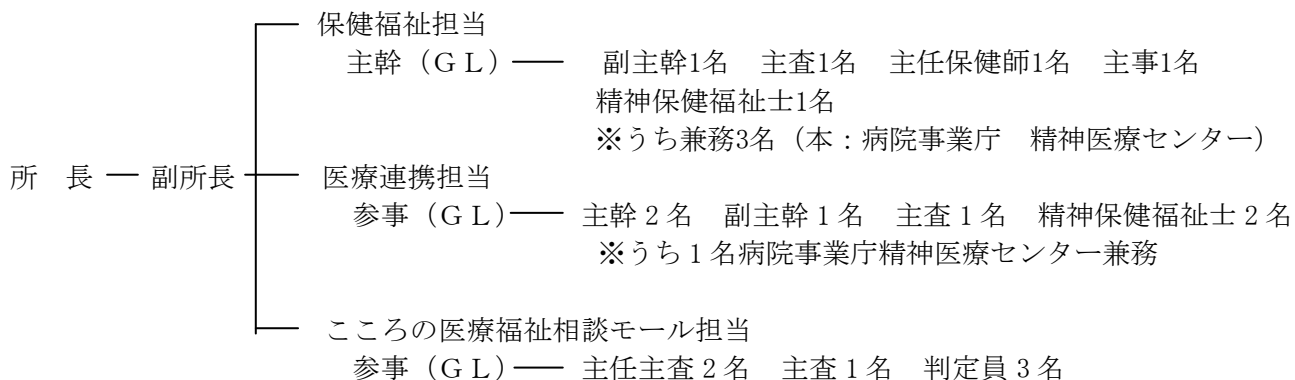
昭和		
52年	6月	県議会「精神保健総合施設設置について」の請願採択
59年	6月	県議会「精神保健総合施設整備について」知事表明
60年	4月	精神保健総合施設整備構想に係る調査の委託
61年	8月	滋賀県地方精神衛生審議会に報告
62年	5月	精神保健総合センター（仮称）システム検討委員会設置
	9月	「精神保健総合センター（仮称）整備の基本的在り方について」報告
	11月	企画設計の委託
63年	3月	「精神保健総合センター（仮称）基本計画に関する報告書」の提出
	6月	滋賀県精神保健システム検討委員会設置
	6月	プロジェクトチーム「基本設計対策チーム」、「運営計画検討チーム」の設置
	11月	プロポーザル方式により基本設計委託業者を決定
	12月	基本設計開始
平成		
元年	3月	「精神保健総合センター（仮称）基本設計説明書」の提出 「滋賀県における精神医療保健活動の基本的あり方」 中間報告：滋賀県精神保健システム検討委員会
	4月	精神保健総合センター開設準備室の設置
	5月	実施設計開始
	10月	地質調査開始
2年	12月	精神保健総合センター起工
4年	5月	部分竣工
	6月	竣工・開設、精神保健センター部門業務開始
	9月	病院部門業務開始 外来、入院業務（50床）
	10月	精神科デイ・ケア部門（精神保健福祉センター組織）業務開始
5年	4月	こころの電話相談業務開始（077）567-5560
7年	11月	精神障害者就労相談業務開始
9年	4月	滋賀県精神科救急医療システム事業開始
17年	7月	こころの電話相談業務を午後4時終了から午後9時終了に延長
	9月	日本医療機能評価機構 病院機能評価 認証取得
18年	4月	精神保健総合センターが、精神保健福祉センターと精神医療センターに組織改編 （精神科デイケア部門が精神医療センター組織へ）
21年	4月	精神科救急情報センター開設
22年	4月	ひきこもり支援センター（成人期）開設
25年	4月	知的障害者更生相談所機能が精神保健福祉センター組織へ 滋賀県自殺予防情報センター開設
	7月	障害者医療福祉相談モール設置（知的障害者更生相談所、ひきこもり支援センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、地域生活定着支援センターの機能を集約）ワンストップ電話相談を開設
28年	3月	滋賀県子ども・若者支援地域協議会設置要綱（平成28年3月1日施行）第6条1項により精神保健福祉センターが子ども・若者支援調整機関として指定

Ⅱ. 組 織

1. 組織および現員

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

現員 19 名



2. 職種別職員数

グループ名 \ 職種	医 師	保健師	判定員	精神保健福祉士	事 務
所長	1				
副所長					1
保健福祉担当		2		1	
医療連携担当		2		2	3
相談モール担当		1	6		
計	1	5	6	3	4

※当センターが本務でない兼務職員は除く。

3. 附属機関

名 称	委員数
精神医療審査会	24

4. その他非常勤職員等

職 名	人 数
こころの電話相談員	5
心理相談業務取扱嘱託員	2
ひきこもり相談員	1
心理判定事務取扱嘱託員	4
自殺予防コーディネーター	2
精神科救急対応支援員	8
精神科救急医療調整員	12
精神科救急医療調査員	7
臨時的任用職員	2

Ⅲ. 実 績

1. 技術指導・技術援助

県内の地域精神保健福祉活動の推進を目的に、県内7保健所とその他関係機関への技術協力を行った。地区担当チームを配置し、チーム員と保健所担当者が支援内容を協議し、保健所事業への参加、および助言を行った。平成27年度は、医師8名、コメディカル7名（保健師4名、精神保健福祉士3名）の体制で支援を行った。

(1) 業務内容別（延べ数）

	地区管理	関係機関調整	研修	地区組織活動	事例検討	集団指導	健康教育	その他	計
大津市	2	7	1	3	9	1	0	0	23
草津	3	7	2	0	12	0	0	0	24
甲賀	2	1	8	0	2	0	0	0	13
東近江	2	10	0	0	5	0	0	0	17
彦根	2	6	0	0	22	2	0	0	32
長浜	3	12	4	0	12	1	0	0	32
高島	3	1	2	1	8	1	0	0	16
計	17	43	17	4	70	5	0	0	156

(2) 事業参加者別（延べ数）

	保健所	市町	福祉事務所	医療施設	介護老人保健施設	障害者支援施設	社会福祉施設	他	計
大津市	59	31	0	25	5	51	13	53	237
草津	35	91	0	19	13	14	0	24	196
甲賀	19	23	0	16	0	49	0	40	147
東近江	29	53	0	13	6	35	13	7	156
彦根	38	24	0	22	2	50	0	33	169
長浜	57	93	0	48	0	76	6	43	323
高島	24	47	3	7	0	16	12	43	152
計	261	362	3	150	26	291	44	243	1380

*ケース検討は1件毎に計上

(3) 職種別（延べ数）

	医師	保健師	精神保健福祉士	心理士	その他	計
大津市	13	8	16	3	0	40
草津	10	15	14	3	0	42
甲賀	2	3	10	0	0	15
東近江	7	17	1	0	0	25
彦根	7	6	27	1	0	41
長浜	11	21	15	6	0	53
高島	10	15	2	0	1	28
計	60	85	84	13	1	244

2. 教育研修

保健所、市町、社会復帰施設、その他の関係機関等、県内の精神保健福祉業務に従事する職員を対象として、その資質の向上を図るため精神保健福祉に関する専門知識および技術研修を行った。

(1) 精神保健医療福祉業務従事者研修会 基礎コース

精神障害者を支援するための必要な基礎知識の習得および援助者としての基本姿勢を学ぶ研修として実施した。

実施日	内 容	参加者数
平成27年 5月28日(水) 6月 1日(月) 6月 5日(金)	(1) 滋賀県における精神保健福祉施策の動向 (2) 精神疾患の理解とその対応 (3) 精神障害者とその家族の支援～生活障害としての捉え方と援助技術の基本 講師：障害福祉課職員 精神医療センター医師 佛教大学社会福祉学部教授 篠原 由利子 氏	延べ 236名

(2) 精神保健医療福祉業務従事者研修会 ステップアップコース

精神障害者の支援を効果的に行うために、近年の実情に応じたテーマ設定し、従事者の資質向上を図ることを目的に実施した。

実施日	内 容	参加者数
平成28年1月26日(月)	講義 「基本的な相談面接技法」 ～基本スキルを学ぶ～ 講師 聖泉大学看護学部 地域看護学 准教授 原田 小夜 氏	延べ 22名

3. 広報・普及事業

県内の保健所等と連携を図りながら、精神保健福祉に関する知識の普及啓発により県民の精神保健に関する知識を深め、意識を高めることを目的に、健康教育（講師派遣）、所報の発行、報告書の作成を行った。

(1) 健康教育（講師派遣）

	テーマ・内容	対象者	実施主体	人数	担当
1	危険ドラッグ等薬物乱用防止講習会	県民	滋賀県薬剤師会	100	医師
2	教職員のメンタルヘルス	東近江市教職員	東近江市教育研修所	100	医師
3	夏のつどい 依存症	大津市民	大津市	70	医師
4	危険ドラッグ等最近の依存症について	地域更生保護女子会	長浜学区地域更生保護女子会	290	医師
5	メンタルヘルス	県職員（人材育成指導員）	政策研修センター	200	医師
6	こころの健康～大切な人や自分を気遣うために、日常生活の中でできること	市民	甲賀市	50	医師
7	思春期の精神障害について	公立歯科衛生士養成機関職員	公立歯科衛生士養成機関教育行議会	12	医師
8	相談員スキルアップ	相談機関相談担当	男女共同参画センター	30	医師
9	障害者との接し方	各警察署安全相談員	滋賀県警察本部	12	医師
10	精神的に不安定な児童生徒の支援のあり方	大津市立小中学校生徒指導関係者	大津市教育委員会	70	医師
11	アディクション対策について	関係機関支援者	京都マック	17	保健師
12	精神疾患について	滋賀県 SSW 研究会メンバー	滋賀県 SSW 研究会	10	医師
13	さまざまなアディクション	関係機関職員	大津市堅田少年センター	60	医師
14	メンタルヘルス	県職員（主任主事・主任技師）	政策研修センター	100	医師
15	医療機関を訪ねる人への理解	犯罪被害者支援活動員	犯罪被害者支援センター	30	医師
16	滋賀県の自殺対策	いのちの相談員養成	いのちの相談電話	15	保健師
17	高次脳機能障害のリハビリ	高次脳機能障害の本人・家族・支援者		150	医師
18	自殺予防教育の必要性和課題	公立小中学校校長・教頭	滋賀県教育委員会	300	医師
19	発達障害について理解を深めよう	湖南市民および支援者	湖南市	40	医師
20	メンタルヘルスと惨事ストレス	消防職員	消防学校	12	医師

	テーマ・内容	対象者	実施主体	人数	担当
21	子どもの抱える課題と家族支援	草津市要保護児童対策地域協議会	草津市	80	医師
22	高次脳機能障害と若年認知症	高次脳機能障害支援者・県民		250	医師
23	発達障害のある方への医療面からの支援	発達障害支援者・家族		80	医師
24	地域包括ケアシステムと精神科医療	県内外精神科診療所関係者	チーム医療・地域リハ研修会	200	医師
25	自殺未遂者対策事業研修会	草津市職員	草津市	40	医師
26	自殺対策について	県立大学生	滋賀県立大学	17	保健師
27	依存症の特徴と支援者について	法人スタッフ	法人	8	医師
28	自殺未遂者支援研修会	鹿児島県関係職員	鹿児島県精神保健福祉センター	93	医師
29	心の病、鬱と統合失調症の理解	いのちの電話相談員	いのちの電話相談	15	医師
30	さまざまなアディクション～危険ドラッグ～	大津少年補導員		40	医師
31	教育と関係機関との連携の必要性、その課題	近江八幡市園長・校長	近江八幡市教育委員会	15	医師
32	認知症エリアサミット	滋賀県医療関係者		20	医師
33	福祉子ども部職員研修「精神障害について」	大津市福祉関係者	大津市	80	医師
34	ピアサポートフォーラム「ピアの力を支援に活かそう」	ピアサポーター、支援者		80	精神保健福祉士
35	薬物研修会	彦根保護区保護司		80	医師

(2) 出版物等作成

種類	題名	内容	部数
刊行物等	滋賀県医療福祉相談モールパンフレット	滋賀県医療福祉相談モールの業務案内等リーフレット	800部
	センターだより滋賀第17号	精神医療審査会について、思春期とは、子供若者に関する県民意識調査結果、若者の自殺について他	800部
	滋賀県自殺予防情報センターのご案内	自殺につながる悩みの相談窓口等案内リーフレット	1,000部
	ゲートキーパー手帳（点字版）	視覚障害者向けのゲートキーパー手帳	100部
	滋賀県立精神保健福祉センターのご案内	精神保健福祉センター業務案内等リーフレット	1,500部
	センターだより滋賀第18号	中核的人材育成研修報告、自殺対策について、アディクション対策について、知的障害者等支援にかかる研修会報告、ひきこもり家族学習会のお知らせ	500部

※刊行物は、保健所、市町、精神科医療機関、相談機関、その他の関係機関に配布

(3) 啓発用パンフレット等購入

種類	内容	出版社等
小冊子	教職員のためのピンポイントアドバイス いまこそ、こころを大切に	社会保険出版社
	ストレスチェックを受けてストレスに気づこう	社会保険出版社
書籍	日本版 WISC-IVによる発達障害のアセスメント 代表的な指標パターンの解釈と事例紹介	日本文化科学社
	四訂 精神保健福祉法 詳解	中央法規出版
	小児心身医学会ガイドライン集 改訂第2版 日常診療に活かす5つのガイドライン	南江堂
	社会保障の手引 平成28年版 施策の概要と基礎資料	中央法規出版
	精神保健医療福祉白書 2016	中央法規出版
	摂食障害治療ガイドライン	医学書院
	心のケアが必要な思春期・青年期のソーシャルワーク	中央法規出版
	神経症の臨床病理	新興医学出版社
	今日の治療指針 ポケット版 2015年版	医学書院
	「相談力」入門	中央法規出版
	多職種連携の技術（アート）	中央法規出版
	障がい者ケアマネジメントの基本	中央法規出版
精神科退院支援ビギナーズノート	中山書店	

精神科看護 8	精神看護出版
臨床人間学	新興医学出版社
心の臨床	新興医学出版社
メンタルヘルス原論	新興医学出版社
心の探究	誠信書房
障害年金請求援助・実践マニュアル	中央法規出版
精神障害のもつ人のための わかりやすい障害年金入門	NPO 法人 地域精神保健福祉機構
健康および障害の評価 WHO障害評価面接基準マニュアル	一社) 日本レジリエンス医学研究書
子どものPTSD 診断と治療	診断と治療社
セクシャルマイノリティへの心理的支援	岩崎学術出版社
発達障害に気づけなかったあなたが自分らしく働き続ける方法	すばる舎
もしかして私、大人の発達障害かもしれない!?	すばる舎
起立性調節障害の子どもの正しい理解と対応	中央法規出版
起立性調節障害の子どもの日常生活サポートブック	中央法規出版

4. 精神保健福祉相談事業

県民のこころの悩みや精神疾患等のこころの健康相談に応じ、精神的健康の保持増進を図ることを目的に実施している。精神科医、保健師、精神保健福祉士、心理技術者と多様な職種の機能を活かして、相談対応を行っている。思春期相談やひきこもりに関する相談件数が多く、面接では継続的な相談が増加している。

(1) 電話相談(件)

	老年期	社会 復帰	アルコ ール	薬 物	ギャン ブル	思春期	心の 健康 づくり	うつ	摂食障 害	てん かん	その他	計	再掲	
													ひきこもり	自殺 関連
平成21年度	4	6	47	15		348	69	84			772	1,345	196	10
平成22年度	17	23	78	9		724	64	147			412	1,474	481	82
平成23年度	14	31	60	33		919	155	219			579	2,010	688	95
平成24年度	6	33	51	21		790	101	156			597	1,755	652	26
平成25年度	18	81	66	29	36	1,289	104	196			423	2,242	1,216	72
平成26年度	19	101	50	18	40	1,514	181	266	154		456	2,799	1,354	105
平成27年度	17	27	57	16	79	1,731	346	285	164	43	754	3,519	1,096	234

(2) 面接相談(件)

	老年期	社会 復帰	アルコ ール	薬 物	ギャン ブル	思春期	心の 健康 づくり	うつ	摂食障 害	てん かん	その他	計	再掲	
													ひきこもり	自殺 関連
平成21年度	0	1	8	4		481	2	7			161	664	413	26
平成22年度	3	9	32	5		815	15	25			101	1,005	655	28
平成23年度	5	16	53	35		1,014	11	32			225	1,391	913	20
平成24年度	2	6	57	9		1,124	9	7			234	1,448	1,095	2
平成25年度	12	121	50	13	85	1,252	48	35			183	1,799	1,401	40
平成26年度	0	109	45	12	52	1,680	53	43	86		140	2,220	1,701	31
平成27年度	6	32	44	3	95	1,937	38	60	191	8	414	2,828	1,346	44

5. 特定相談事業

アルコール、薬物、ギャンブル依存などアディクションに関する相談は、電話および予約制の面接により実施している。また、一般県民を対象とした普及啓発事業や家族を対象とした学習・交流の場づくり、支援者の相談支援の質の向上を目的としたアディクション学習会等を行った。

(1) アルコール関連問題に関する相談指導等

ア. アディクション講座・セミナー

アディクション問題を抱える本人、家族および支援関係者がアディクションという病気や関連する問題、回復に至る過程について学び、アディクションへの正しい理解を深めることを目的に開催した。

実施日	内 容	参加者数
平成27年 5月 14日(木)	講義「アディクションとその関連問題」 講師：新阿武山クリニック 西川 京子 氏	25名
平成27年 7月 16日(木)	講義「アディクションからの回復と自助グループ」 講師：新阿武山クリニック 西川 京子 氏	32名
平成27年 9月 17日(木)	講義「アディクションの再発の防止、 アディクションの再発を防止する認知行動療法」 講師：新阿武山クリニック 西川 京子 氏	35名
平成27年11月 19日(木)	講義「アディクションと家族」 講師：新阿武山クリニック 西川 京子 氏	40名
平成28年 1月 21日(木)	講義「アディクション当事者と家族のコミュニケーション」 講師：新阿武山クリニック 西川 京子 氏	29名
平成28年 3月 17日(木)	講義「アディクション問題をめぐる質問と回答」 講師：新阿武山クリニック 西川 京子 氏	19名

イ. アディクション講座・家族交流会

アディクション問題を抱える家族の交流を目的として、アルコール、薬物、ギャンブル依存症者の家族を対象とした家族交流会を開催した。なお午前は行為依存(ギャンブル依存症等)、午後は物質依存(アルコール、薬物依存症等)の家族の交流会とし、2部制で開催した。

実施日	テーマ	参加者数
平成27年 6月 15日(月)	依存症かもしれないと思った時、どう思いましたか？	午前： 9名 午後： 4名
平成27年 8月 17日(月)	大切なことを伝える時、聞きたい時に工夫していることって？	午前： 10名 午後： 2名
平成27年10月 19日(月)	家族自身が健康であるために	午前： 10名 午後： 4名
平成27年12月 21日(月)	家族にできること、できないこと	午前： 7名 午後： 1名
平成28年 2月 15日(月)	今年度を振り返って～本人の変化、家族の変化	午前： 8名 午後： 1名

ウ. アディクション関連問題従事者研修会

アディクションに関する基礎知識と基本的な対応を支援者が学ぶことを目的として開催した。

実施日	内 容	参加者数
平成28年2月12日(金)	(1) 講演「薬物依存症の理解と治療」 講師：川畑 俊貴 氏 (京都府立洛南病院 副院長) (2) 体験発表「自助グループ体験談・活動報告」 報告：びわこダルク	20名
平成28年3月2日(水)	(1) 講演「アルコール関連問題の現状と関わりの視点 ～断酒への援助と依存症予備軍への摂取指導～」 講師：和気 浩三 氏 (新生会病院 院長) (2) 体験発表「自助グループ体験談・活動報告」 報告：滋賀県断酒同友会	17名

エ. アディクション関連問題従事者事例検討会

アディクションに対する理解や支援方法を含め、支援者の力量を高めていくことを目的に開催。

実施日	内 容	参加者数
平成27年12月14日(木)	(1) 講演「アルコール依存症者と家族への理解～支援者にできること」 講師：西川 京子 氏 (新阿武山クリニック) (2) 事例検討 グループワーク	28名
平成28年3月2日(水)	(1) 講演「アルコール依存症者と家族への理解～支援者にできること」 講師：橋本 直子 氏 (福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科) (2) 事例検討 グループワーク	8名

オ. 市民公開セミナー

アルコールと自殺の関連性が高いことが明らかにされている現状を、一般住民や関係者を対象として啓発普及することを目的として、滋賀県断酒会同友会が主催している市民公開セミナーに共催した。

実施日	内 容	参加者数
平成28年 2月27日(土)	(1) 体験発表 2名 (本人の立場から・家族の立場から) (2) 講演「あなたは、お酒で悩んでいませんか －お酒との正しい付き合い方を一緒に考えましょう－」 講師：一般社団法人 水口病院 医師 安東 毅 先生	76人
平成28年 3月19日(土)	(1) 体験発表 2名 (本人の立場から・家族の立場から) (2) 講演「あなたは、お酒で悩んでいませんか －お酒の「怖いところ」を正しく理解しましょう－」 講師：滋賀県立精神医療センター 医師 濱川 浩 先生	75人

(2) 薬物問題に関する相談指導等

薬物問題に関する知識の普及や相談等、総合的な対策を進めるには、県内の薬物関連問題に関わる機関が、有機的連携を図っていくことが重要である。当センターは、滋賀県薬物乱用防止対策事業として、当事者、家族に対する相談や家族向けの講座、相談従事者向けの研修を開催しており、びわこダルク等と協力して実施している。

ア. 薬物関連問題対策従事者研修会

アディクション関連問題従事者研修として実施した。(詳細「5. 特定相談事業(1)アルコール関連問題に関する相談指導等」参照)

イ. アディクションフォーラム

アディクションに関連した団体、自助グループと共催で、県民を対象にした啓発事業を実施した。県民や関係機関がアディクションの現状および問題、回復に至る過程について学習し、理解を深めるとともに、関係者の支援ネットワークの構築に繋がった。

実施日	内 容	参加者数
平成27年 8月9日(日)	(1) 仲間の話(体験発表) (2) びわこダルク「淡海響組」による和太鼓の演奏 (3) 講演「どこからが病気? どうすれば回復?! ～ネット、ギャンブル、アルコールなど様々な依存症～」 講師： 前園 真毅 氏 (独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター) (5) 仲間の話	178名

ウ. 家族向け講座

アディクション講座として実施した。(詳細「5. 特定相談事業(1)アルコール関連問題に関する相談指導等」参照)

(3) ギャンブル依存に関する相談指導等

ギャンブル依存問題に関する知識の普及や相談等、総合的な対応を行うため、当事者、家族に対する相談や家族向けの講座、相談従事者向けの研修を実施した。

ア. 家族向け講座

アディクション講座として実施した。(詳細「5. 特定相談事業(1)アルコール関連問題に関する相談指導等」参照)

(4) 思春期精神保健に関する相談指導等

思春期精神保健に関する知識の普及や相談、当事者、家族のグループ支援等、総合的な対策に取り組んだ。思春期は、成人期と異なり、精神発達の途上にある時期である。思春期精神保健における対策は、精神的健康の保持増進および適応障害の予防と早期発見を図ることを目的としている。

ア. 思春期・青年期の子どもをもつ親のつどい(摂食障害家族交流会)

個別相談の中で心理教育やグループ参加が必要と認められた家族を対象として、開催した。

実施日	内 容	参加者数
平成27年5月12日(火)	◎家族交流	実 26名
6月15日(月)	摂食障害の基礎知識(精神医療センター 福岡専門看護師)	延べ 53名

7月14日(火)	家族の対応 1 (ポコ・ア・ポコ 鈴木高男氏)
8月4日(火)	身体への影響 (精神医療センター 松崎内科医師)
9月1日(火)	◎家族交流 家族にできることを考えよう
10月6日(火)	◎ 家族交流 家族にできること～コミュニケーションのコツ
11月6日(金)	精神科の治療 (精神医療センター 大門精神科医師)
12月1日(火)	家族の対応 2
平成28年1月12日(火)	栄養の知識 (精神医療センター 川邊管理栄養士)
2月2日(火)	◎ 家族交流 家族にできること～伝え方の工夫①
3月1日(火)	◎ 家族交流 家族にできること～伝え方の工夫②

6. 社会復帰関連事業

障害者総合支援法の施行に伴い、関係会議への参画や研修会の開催等を通して保健・医療・福祉・労働関係機関等との連携を図りながら、広く精神障害者の社会復帰促進に向けた社会環境の整備と地域生活支援体制の推進を図る。

(1) 滋賀県障害者自立支援協議会

滋賀県障害者自立支援協議会は、旧障害者自立支援法における「地域生活支援事業」の「特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業」として組織された。県から委託を受け県域における専門相談機関・事業所・各福祉圏域における協議を通して、課題を共有し研究を深めることにより、障害者の豊かな自立生活支援に資するため活動している。

当センターの役割としては、市町からの委託を受けている相談支援事業者による、相談活動から見える地域課題や県域課題の把握・情報共有、課題解決に向けたワーキング作業の取組を目的とした「相談支援事業ネットワーク部会」の精神分野の世話役を担っている。また、「運営会議」においては、他分野との進捗状況報告、情報共有を行い、その他関係会議にも参画し、世話役としての報告や検討を行った。

会議の種類	出席回数
相談支援事業ネットワーク部会	年 7 回
運営会議	年 6 回
その他関係会議	
委員会	年 4 回
全体会 (事業部会)	年 2 回

(2) 精神障害者当事者活動等支援事業

ア. 目的

一般県民のこころの健康の意識を高めるため、こころの病気の理解と対応の普及啓発を行う。

また、障害や疾病の有無に関わらず、現代社会において生きづらさを抱えている県民は少なくない。精神障害を抱える当事者（仲間）からの自分らしく歩まれてきた回復のお話を通じて、自分ひとりで解決する方法以外に、その人らしく生きていくためのヒント（がんばらないけど、あきらめない、他人や社会と繋がることの大切さなど）を知ってもらう機会とする。そして、一緒に考え、支え、歩んでくれる当事者や支援者といった社会資源の情報が行き届くことを目的に開催する。

イ. 事業内容

「がんばらないけどあきらめない生き方」2016 実行委員会（滋賀県精神障害者家族会連合会鳩の会、生活・相談支援センターやすらぎ、草津市心身障害児者連絡協議会、滋賀ぼちぼち、精神保健福祉センター）において、企画・運営を実施した。

実施日	会場	内容	参加人数
平成 28 年 3 月 15 日 (火)	ピアザ淡海 大会議室	○基調講演 『自分らしく生きるとは～こころの健康と仲間の力～』 講師：相川 章子氏（聖学院大学教授） ○シンポジウム 『自分らしく一歩一歩生きて行くとは～リカバリーに着目して～』 シンポジスト：矢部 滋也氏（北海道ピアサポート協会代表理事） 稲垣 麻里子氏（北海道ピアサポート協会） 山本 正信氏（滋賀ぼちぼち主催者） 松浦 清寿氏（滋賀ぼちぼち） 尾畑 久美子氏（滋賀ぼちぼち） コーディネーター：葛原 史博（精神保健福祉センター）	約70名

7. 心の健康づくり推進事業

ライフスタイルの各期において、ストレスが増大し、職場・学校・家庭等の生活の場でメンタルヘルスの問題を抱える人が増加している。精神保健福祉相談の窓口の設置、知識の普及等を行うことにより、県民の精神的健康の保持増進を図ることを目的としている。

(1) こころの電話相談事業

「心の健康づくり推進事業」の一環として、専門の電話相談窓口を設置することにより、県民が気軽に心の健康づくりについて相談できる体制を整備し、精神的問題への早期対応を図ることを目的に行った。

自殺対策事業の一環として実施されている、近畿共通電話相談業務（内閣府「こころの健康相談統一ダイヤル」）に参加した。

ア. こころの電話相談

相談受付時間は月曜から金曜の午前10時から午後9時まで。専任の相談員5名が交代で相談を対応。

区分	時間帯別 対応件数	性別(再掲)		一日当平均 対応件数	1件当平均 対応時間 (分)	年間対応 日数(日)
		男	女			
昼間	1,926	662	1,222	7.9	29.6	243
夜間	1,872	672	1,119	7.7		

イ. こころの電話相談員事例検討会

相談員の資質の向上を図るため、事例検討会を実施した。

実施日	内容	参加者数
平成27年 7月12日(日) 平成28年 1月31日(日)	事例検討 スーパーバイザー：滋賀県立大学人間看護学部教授 松本 行弘 氏	延べ20名

8. 自殺予防(うつ予防)対策事業

自殺者数は平成22年以降6年連続で減少し、平成27年には約2万4千人となっている。しかし平成18年から平成27年までの10年間だけでも、我が国の自殺者数は30万人に上り、平成27年においても一日平均66名が自殺で亡くなっている。

当県では平成7年に175人であったが、平成15年には330人と約2倍に増え、以来年間300人前後を推移し、平成24年以降300人を割って推移している。

当センターでは、自殺対策基本法および自殺総合対策大綱を踏まえた「滋賀県自殺対策基本方針」に基づき、自殺未遂者や自死遺族への支援等包括的な自殺対策に取り組んでいる。

(1) 自死遺族の支援

ア. 検案医師との連携による自殺者の情報提供

検案医師からの連絡件数：9件

イ. 自死遺族の会「風の会 おうみ」の支援

平成19年度に開催した自死遺族支援のためのフォーラムに参加された遺族を中心に、数回の準備会を経て定期的に開催している。遺族スタッフによる運営で、県内外からの参加者により分かち合いが行われており、運営等の支援を行った。

(風の会おうみ開催実績)

実施日	内 容	参加者数
毎月第3土曜日定例	「分かち合いの場」の開催 (会場：アクティ近江八幡)	実30名 延べ116名

(サテライトの開催支援)

地理的条件により定例会への参加が困難な地域において、分かち合いの場の開催を支援した。

実施日	場 所	参加者数
平成27年10月3日(土)	高島市観光物産プラザ 会議室2-A	1名
平成28年2月6日(土)	草津市まちづくりセンター306	3名

(2) 自殺(うつ) 予防対策関連研修

自殺対策を担う関係者に対して研修会を開催した。

実施日	内 容	参加者数
平成27年 6月17日(水)	自殺予防ゲートキーパー指導者養成研修会基礎コース1日目 1. 「滋賀県の自殺の現状と自殺対策について」 滋賀県立精神保健福祉センター(自殺予防情報センター) 西田 大介 2. 「精神疾患と自殺、自傷(過量服薬)への対応について」 講師：滋賀県立精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士 3. 「ゲートキーパーを養成していくために必要なこと」 講師：滋賀医科大学医学部附属病院 リエゾン精神看護専門看護師 安藤 光子 氏 話題提供：大津市 平田恵美 保健師、 湖南市 浅野 道子 臨床心理士 長浜市 井上 佳代 保健師	35名

平成27年6月18日(木) 6月19日(金) (いずれか1日を選択)	自殺予防ゲートキーパー指導者養成研修会基礎コース2日目 「自殺危機初期介入スキルワークショップ」 講師：自殺危機初期介入スキル研究会認定講師 (事務局：ルーテル学院大学) ルーテル学院大学 総合人間学部教授 福島 喜代子 氏 大阪市立総合医療センター健康管理室相談員 野村 紀美子氏	31名
平成28年 3月 1日(火)	平成27年度滋賀県自殺未遂者支援研修会 1. 講演：「自殺の現状と自殺未遂者への対応について」 講師：滋賀県立精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士 2. 実践報告：「済生会滋賀県病院における自殺未遂者への対応について」 報告者：済生会滋賀県病院 リエゾン精神看護・専門看護師 木村 里美 氏	51名
平成27年7月31日(金)	第1回自殺予防対策研修会 講演「子どもを亡くされたご遺族への支援」 講師 甲南女子大学 看護リハビリテーション学部 准教授 瀬藤 乃理子 氏	36名
平成28年2月25日(木)	第2回自殺予防対策研修会 講演「若者の自殺を防ぐために」 講師 広島大学保健管理センター・カウンセリング部門 准教授 内野 悌司 氏	25名
平成28年3月6日(日)	平成27年度かかりつけ医うつ病対応力向上研修会 1. 講義1 「かかりつけ医・産業医のためのうつ病の知識と治療方法について」 「かかりつけ医・産業医が知っておきたい薬の作用と副作用」 講師：いしやまクリニック院長 有村 真弓 氏 2. 講義2 「ストレスチェック制度とかかりつけ医の役割」 講師：滋賀産業保健総合支援センター 所長 中西 一郎 氏 3. 事例検討と質疑応答	45名

※その他にアディクション関連問題従事者研修会を自殺予防対策研修会としても位置付けて開催している。詳細は
5. 特定相談事業参照。

(3) 滋賀県湖南圏域自殺未遂者継続支援体制整備事業

ア. 湖南圏域自殺未遂者支援体制検討会議

湖南圏域における自殺未遂者相談支援体制の実施方法の検討(支援の流れ、各関係機関の役割の検討、各種様式・リーフレット・マニュアル等の改定)を行った。

構成機関：済生会滋賀県病院、草津総合病院、近江草津徳洲会病院、野洲病院、滋賀県立成人病センター、守山市民病院、湖南病院、滋賀県立精神医療センター、メープル・クリニック、草津市、守山市、栗東市、野洲市、草津保健所、滋賀県立精神保健福祉センター

実施日	内 容	参加者数
平成27年 6月26日(水)	1. 湖南いのちサポート相談事業ケースの支援状況について 2. 支援から明らかになった課題について 3. その他	23名
平成28年2月26日(金)	1. 自殺者の動向と滋賀県の自殺未遂者対策について 2. 湖南いのちサポート相談事業ケースの支援状況について 3. 各関係機関より	23名

イ. 自殺未遂者相談支援(湖南いのちサポート相談事業)

救急告示病院に受診した自殺未遂者やその家族に対して、相談支援を行う。相談支援では、問題解決に向けて、関係機関と連携を密接に行い、適切な支援機関につなぐ等、再企図防止のための支援を行う。

また、事例検討会を定期的に開催し、関係機関で共有を図るとともに、支援継続の有無や支援の方向性を確認する。

支援ケース数：56 ケース

事例検討会開催日：平成27年5月18日(月)、9月16日(水)、12月7日(金)、平成28年3月24日(木)

(4) 滋賀県自殺未遂者支援体制検討会議

本県では、複数の圏域や市において、自殺未遂者の再企図防止支援が先行的に実施されているが、全圏域で実施するまでには至っていない。このため、今後、本県全圏域に自殺未遂者の再企図防止支援を広げていく方策について検討するため検討会議を開催した。

構成機関：琵琶湖病院、メープルクリニック、大津市保健所、大津赤十字病院(救急告示)、草津保健所、草津市、済生会滋賀県病院、甲賀保健所、甲賀市、公立甲賀病院、東近江保健所、東近江市、近江八幡市立総合医療センター、彦根保健所、彦根市、彦根市立病院、長浜保健所、長浜市、長浜赤十字病院、高島保健所、高島市、高島市民病院(救急告示)、県障害福祉課、精神保健福祉センター

実施日	内 容	参加者数
平成27年7月22日(水)	滋賀県自殺未遂者支援体制検討会議 1. 平成26年度自殺者の動向について 2. 圏域をまたぐケースの連携について 3. 意見交換	26名
平成28年3月11日(金)	滋賀県第2回自殺未遂者支援体制検討会議 1. 全国・滋賀県の自殺の状況について 2. 各圏域の取り組みに状況について 3. 検討事項の意見交換 4. 次年度以降の開催について	26名

(5) 保健所・市町等自殺対策担当者会議

県内の保健所、市町の自殺対策担当者が参加する担当者会議を開催した。

実施日	内 容	参加者数
平成27年 7月31日(金)	保健所市町等担当者会議 1. 平成26年自殺の状況について 2. 平成27年度自殺対策事業について 3. 意見交換	35名

9. こころのケアチーム派遣関連事業（C I T）

事件・事故・災害には、生命や財産の損害への対応とともに、こころのケアの視点が重要である。このため、学校等で起きた事件事故による被害事案に専門チームを派遣し、組織的かつ継続的な危機介入を行い、精神的な二次被害の拡大防止のためのこころのケアを行う。

（1）こころのケア緊急支援チーム派遣事業

県内で発生した事件、事故に対し、関係機関が長期にわたって、効率的かつ効果的に対応できる体制を構築するために関係者を対象に研修会、ケア会議、遺族ケア面接等を行い、こころのケアについての理解を深めるとともにケースの対応について検討を行った。平成27年度は、派遣実績がなかった。

派遣支援内容

0件

※C I T(Crisis Intervention Team)とは：重大な事件・事故等が県内で発生した場合、各関係機関（精神保健福祉センター・保健所等）が、多職種（医師、保健師、心理士等）で「こころのケアチーム」を編成し、組織的かつ継続的な積極的危機介入をおこない、精神的な二次被害（被害者等が、被害後に周囲の対応により、さらに心の傷を深めてしまうこと等）の拡大防止のため、必要な援助を行うチームをいう。

10. 団体育成

精神障害者社会参加促進を図るには、本人や家族はもとより、県民が精神障害者のかかえる問題について、正しく理解することが重要である。そこで、精神保健福祉に関する民間団体等と協働で啓発事業を実施等により、各団体の育成や活動の向上、組織拡大を図ってきた。

(1) 団体支援実績

支援団体名	支援内容	支援実績
滋賀県精神障害者家族会連合会	家族会の理事会や総会に参画し、家族会の運営や研修会などの主催行事への助言等を実施	11回
滋賀県精神保健福祉協会	協会の理事会や総会に参画し、協会の運営や研修会などへの助言や運営支援、「こころの健康フェスタ」などの県民向け啓発行事における企画運営支援等を実施	2回
滋賀県自死遺族の会 凧（なぎ）の会おうみ	団体運営への助言や支援、月1回定例開催の「分かち合い」の場でのスタッフ補助や助言などの支援、サテライト開催の企画、関係機関調整などの支援を実施	14回
とまとの会（社会的ひきこもり親の会）	ひきこもりの子ども（20歳以上）を持つ親たちの定例の情報交換の場での助言や運営補助、研修会や交流会等の企画・開催の支援などを実施。	3回
その他	滋賀県断酒同友会、びわこダルク、びわこ家族会、NA関西、GA、ACおよびギャマノンといった各自助グループなどへの運営支援の実施	3回

(2) 協働事業

ア. アルコール関連問題市民公開セミナー

滋賀県断酒同友会との協働により市民公開セミナーを共催した。（詳細「5. 特定相談事業」参照）

イ. アディクションフォーラム

滋賀県断酒同友会やびわこダルクなどアディクション関係団体と協働し、実行委員会方式でアディクションフォーラムを平成27年8月9日（日）に開催した。（詳細「5. 特定相談事業」参照）

11. 自立支援医療（精神通院医療）の認定および精神障害者保健福祉手帳の交付

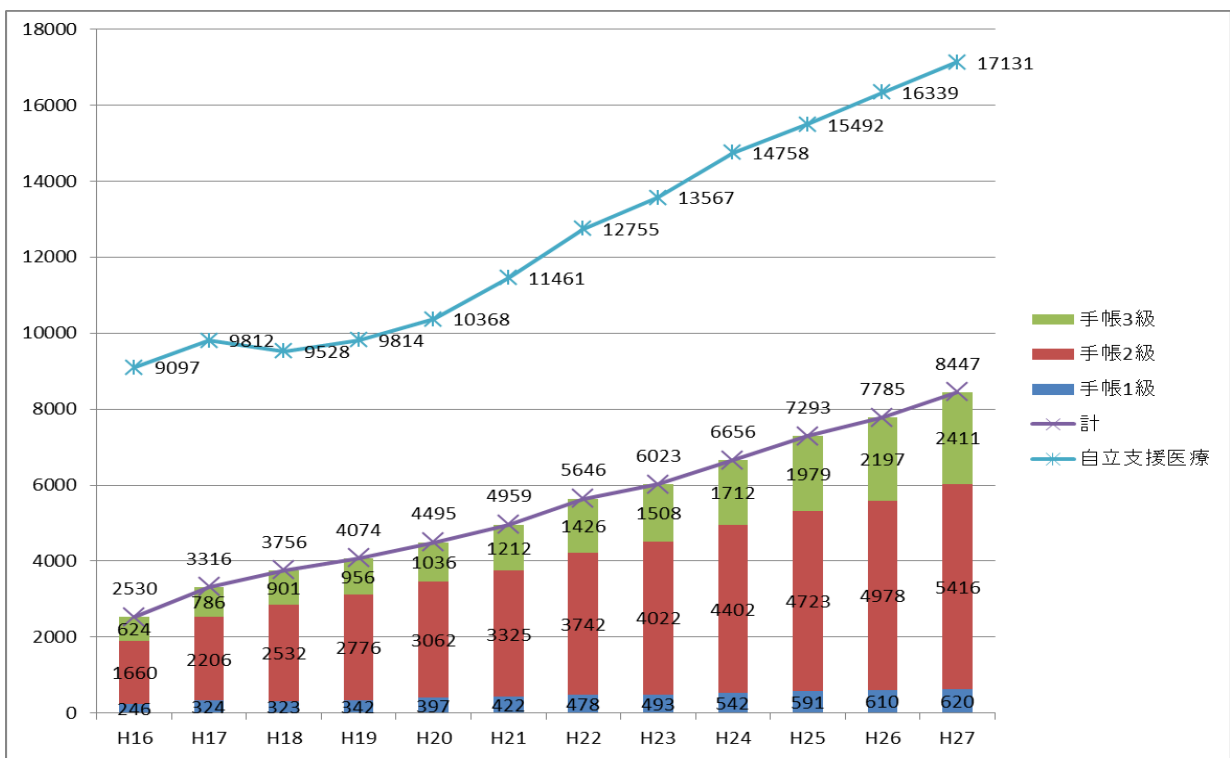
障害者総合支援法第 58 条の規定による自立支援医療（精神通院医療）の認定および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付にかかる業務を行った。

平成 27 年度末現在で自立支援医療（精神通院医療）受給者数は 17,131 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 8,447 人となっている。（各圏域の人数は下表のとおり）

（1）圏域別受給者・所持者数

圏域	自立支援医療受給者							精神障害者保健福祉手帳所持者			
	器質性精神障害 F0	精神作用物質使用による障害 F1	統合失調症 F2	気分障害 F3	てんかん G40	その他	計	1級	2級	3級	計
大津	115	111	1,167	2,229	310	780	4,712	176	1,522	565	2,263
湖南	125	63	993	1,800	337	736	4,054	159	1,098	490	1,747
甲賀	41	29	456	586	132	357	1,601	53	524	227	804
東近江	58	44	711	995	196	580	2,584	94	828	400	1,322
湖東	41	21	491	685	153	425	1,816	43	598	324	965
湖北	65	34	560	533	157	332	1,681	72	595	318	985
湖西	19	10	228	241	66	119	683	23	251	87	361
合計	464	312	4,606	7,069	1,351	3,329	17,131	620	5,416	2,411	8,447

（2）年度推移



12. 精神医療審査会

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第12条の規定により、都道府県に精神医療審査会が置かれており、当センターでは、審査の客観性、独立性の確保を図りつつ、審査会の開催をはじめ、必要な調査、その他審査会に関する事務を行っている。

（1）業務

ア. 定期報告の審査

精神科病院の管理者から医療保護入院の届出、措置入院者および医療保護入院者の定期病状報告があったときに、当該入院中の者について入院の必要があるかどうかに関し審査を行うこと（法第38条の3第2項）。

イ. 退院請求・処遇改善の審査

精神科病院に入院中の者またはその保護者等から退院請求または処遇改善請求があったときに、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、または、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行うこと（法第38条の5第2項）。

（2）委員構成

滋賀県精神医療審査会は、①精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（医療委員）14名、②法律に関し学識経験を有する者（法律家委員）5名、③その他の学識経験を有する者（有識者委員）5名の24名の委員で構成されている。

審査案件を取り扱う合議体は、医療委員3名、法律家委員および有識者委員各1名からなり、4合議体を設置している。

（3）審査会の開催状況

ア. 全体会議

実施日	内 容	出席者数
平成27年12月7日（月）	(1) 滋賀県精神医療審査会の審査状況について (2) 定期の報告等の再審査について	精神医療審査会委員 17名

イ. 合議体による審査

月2回（年間24回）の定例会議を開催し、法第38条の3第2項および法第38条の5第2項の審査を行った。

①定期報告等の審査件数

	提出件数	審査済 件数	審査結果件数		
			現在の入院 形態が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院継続不要
医療保護入院時の届出	1,627	1,627	1,371	0	0
入院中の 定期報告	医療保護入院	795	736	0	0
	措置入院	18	16	0	0
計	2,440	2,440	2,123	0	0

②退院等の請求の審査件数

	請求 件数	審査済 件数	審査結果件数			
			入院または 処遇は適当	他の入院形 態が適当	入院継続不要 処遇不適當	入院継続必要 処遇不適當
退 院 の 請 求	38	24	22	1	1	0
処 遇 改 善 の 請 求	7	6	3	2	1	0
計	45	30	25	3	2	0

13. 精神科救急情報センター事業

休日・夜間における措置事例および救急事例に対する迅速かつ適切な対応および精神科救急に関する県民からのアクセスの改善等を目的として設置された精神科救急情報センターの運営を行った。

(1) 主な機能・業務

ア. 精神科緊急・救急の実施機能

①入院措置業務

(ア) 措置診察および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第24条および第26条通報等に関する事務（全県対象）

(イ) 夜間・休日の法第23条通報等受理、緊急措置（全県対象）

(ウ) 平日昼間の緊急措置（大津市のみ）

②精神科救急業務

(ア) 夜間・休日の関係機関に対する電話による精神科救急受診支援（全県対象）

(イ) 夜間・休日の県民等からの電話による救急医療相談（救急受診調整含む、全県対象）

イ. 措置・救急用病床等の情報の一元管理

ウ. 精神科救急に関する専門的支援機能

① 専門性向上のための研修等の実施

② 精神科救急に関する保健所等に対する技術支援

③ 精神科救急に関する普及・啓発

エ. 精神科救急に関する連絡・調整機能

県域関係機関（警察、消防、精神科病院協会、精神神経科診療所協会等）との連絡調整（随時個別の連絡調整、会議等の開催）

(2) 業務の実績等

ア. 入院措置業務

① 申請・通報件数

(ア) 経路別、保健所管内別

	大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	県	計
22条	2	2		1	1				6
23条	52	31	18	21	9	26	6		163
24条								7	7
25条									
26条								50	50
計	54	33	18	22	10	26	6	57	226

(イ)月別、保健所管内別

※ 下段は、措置診察（緊急措置診察）の実施件数

月	大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	その他 (24条, 26条)	計
4	7	4	4	2	3	2	1	3	26
	5	0	2	1	2	1	1	0	12
5	7	2	0	3	0	2	1	4	19
	5	2	0	1	0	1	1	0	10
6	4	6	3	1	1	4	0	4	23
	4	5	0	1	1	2	0	0	13
7	5	4	1	4	0	2	1	7	24
	3	3	1	3	0	2	0	1	13
8	0	6	2	0	1	6	1	5	21
	0	3	1	0	1	3	1	0	9
9	4	2	1	4	1	1	0	4	17
	2	1	1	2	1	0	0	0	7
10	1	1	1	2	1	2	0	2	10
	1	0	1	0	1	1	0	0	4
11	6	1	2	1	0	2	1	6	19
	4	0	0	1	0	2	1	0	8
12	5	2	2	3	2	2	0	10	26
	2	1	1	2	2	2	0	0	10
1	3	1	1	0	0	2	1	6	14
	2	0	1	0	0	1	0	0	4
2	6	1	1	0	0	0	0	4	12
	3	0	1	0	0	0	0	0	4
3	6	3	0	2	1	1	0	2	15
	2	2	0	0	0	1	0	0	5
計	54	33	18	22	10	26	6	57	226
	33	17	9	11	8	16	4	1	99

イ. 精神科救急業務

①一般からの救急相談 [一般用救急電話]

(ア)対象者 県に在住の精神科救急医療を必要としている人やその家族

(イ)開設時間 平日 18:30～21:30 休日 9:30～12:00 13:00～17:00 18:30～21:30

(ウ)概要 救急医療相談担当嘱託職員（精神保健福祉士など）が対応

a 症状などの状況の聴き取り

b 緊急性に応じて相談対応、救急受診指導・受診調整対応、措置対応に分類（トリアージ）

c トリアージ結果に基づき対処方法の助言、受診方法の助言、医療機関の情報提供などを行う

※ 電話相談のみ。緊急性の高い相談に対応することを目的としており、時間をかけた継続的な相談は対象外

(エ)相談件数

a 月別件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
件数	26	85	41	38	39	45	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	69	48	52	73	34	26	576

b 曜日別件数

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	計
件数	52	52	43	51	31	118	165	64	576

c 相談者別件数

相談者	本人	家族	知人	警察	消防	医療機関	保健所	その他	不明	計
件数	441	119	8	0	0	0	0	8	0	576

d 対応別件数

対応	当番病院を紹介	当番診療所を紹介	当番以外の医療機関を紹介	その他の機関を紹介	かかりつけ医への相談を指導	警察・消防・その他の機関をアナウンス	電話相談のみ	計
件数	13	3	18	13	47	7	475	576

②関係機関（精神科病院、消防署）からの相談 [関係機関用救急電話]

(7)開設時間 平日 17:15 ～ 翌 8:30 休日 24時間

(1)相談件数

a 月別件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
件数	18	6	5	6	9	5	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	7	3	3	10	3	3	78

b 曜日別件数

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	計
件数	8	13	11	16	6	13	10	1	78

c 相談者別件数

相談者	警察署	消防署	医療機関	市町	保健所	その他	計
件数	49	10	16	0	2	1	78

d 内容別件数

内容	処遇・対応方法相談	情報提供	医療機関の調整依頼	当番病院の確認	その他	計
件数	45	7	21	4	1	78

ウ 精神科救急に関する専門的支援機能

精神科救急業務に従事する職員等を対象として、その専門的技術の向上を図るための研修や事例検討等を行った。

①専門性向上のための研修

(ア)精神科救急情報センター輪番業務従事者研修（転任者対象）

実施日	内容	参加者数
平成27年 4月20日(月)	(1)精神科緊急対応時の調査に必要な精神科の基礎知識 (2)精神科救急情報センター事業の概要 (3)出勤・相談業務の手順 講師：精神保健福祉センター所長、職員	13名

(イ)精神科救急情報センター輪番業務従事者研修（保健所新採専門職対象）

実施日	内 容	参加者数
平成27年9月7日(月)	精神科救急医療システムについて 警察官通報に対する調査業務について (調査面接、調査書作成、関係機関等の連絡調整等) 指導者：精神科救急情報センタースタッフ	4名

(ウ)精神科救急新採医療調整員・医療調査員研修

実施日	内 容	参加者数
平成27年10月 24日(土)	・講義「最近の精神科救急について」 講師：精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士 ・意見交換会（グループワーク） 処遇困難事例の対応および業務遂行上の課題について	19名

ー

エ. 精神科救急に関する連絡・調整機能

①精神科救急医療システム調整委員会ブロック会議の開催および参加

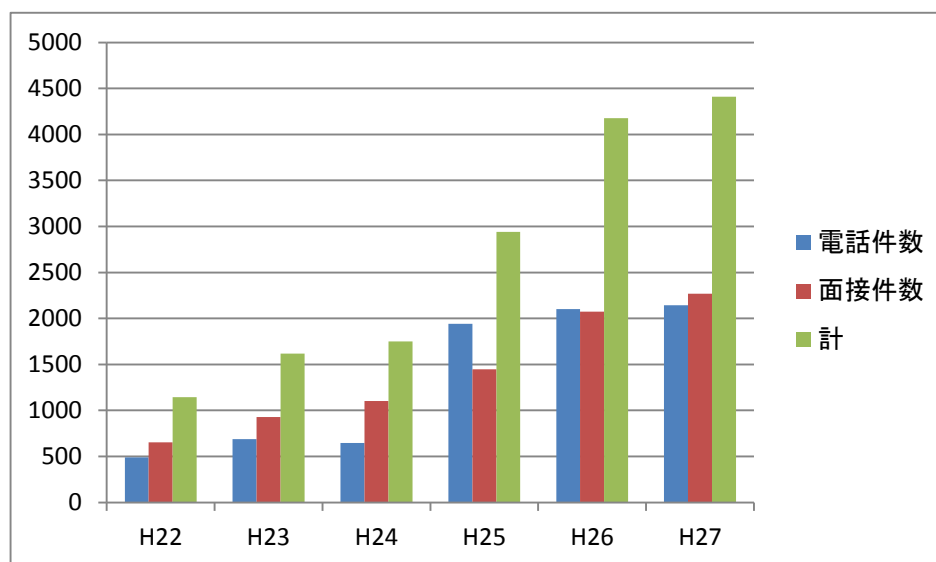
ブロック名	幹事保健所等	開 催 日	参加者数
A (湖東・湖北)	長浜保健所	平成27年 5月29日(金)	31名
B (湖南・甲賀・東近江)	東近江保健所	平成27年 6月 1日(月)	34名
C (大津・湖西)	精神保健福祉センター	平成27年 6月 3日(水)	30名

14. ひきこもり支援センター事業

ひきこもりに悩んでいるご本人およびご家族からの相談に適切に対処できるよう、平成22年4月にひきこもり支援センターを開設した。相談の対象年齢はおおむね中学生以上としている。（ただし、支援機関との調整等により中学生以下の場合もある。）

(1) 来所・電話相談

ア. 相談件数の推移（延べ件数）



年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
電話件数	491	688	648	1,943	2,102	2,143
面接件数	655	930	1,101	1,447	2,075	2,268
計	1,146	1,618	1,749	2,940	4,177	4,411

イ. ひきこもり心理相談事業

年々増加している「ひきこもり」の相談は、近年長期化、慢性化した事例が多く、その問題も複雑化してきている。こうした事例は、障害が重複し、心理的課題も大きい場合が多い。来所されたケースのうち、支援コーディネーターがインテークを行い、専門的なケアが必要と判断したケースを対象とし、ひきこもりの回復の段階に応じた継続した個別支援を行うことを目的に、心理面接を実施した。

実施日	内容	利用者数
毎週火・水・金曜日 (年間150回)	個別心理相談(継続的な心理面接、必要に応じた心理テスト) 対応：非常勤臨床心理士3名	実45名 延べ471名

(2) 家族の集い・グループ

ア. ひきこもり家族学習会

ひきこもりの子どもを持つ家族を対象として、家族がひきこもりについて学習することを目的に家族学習会を月1回開催した。

	実施日	内 容	参加者数
第1回目	5月23日(月)	ひきこもりとは ～支援の方法や段階について	25名
第2回目	6月27日(月)	発達障害について ～本人の生きづらさを理解する一つの視点として～ 講師：精神保健福祉センター所長	34名
第3回目	7月25日(月)	コミュニケーションについて考える① ～本人のことを理解しよう、受け止めてみよう～	24名
第4回目	8月22日(月)	コミュニケーションについて考える② ～伝え方について練習してみよう～	19名
第5回目	9月26日(月)	就労支援について 講師：大津若者サポートステーション スタッフ	24名
第6回目	10月24日(月)	思春期以降に起こりやすい精神疾患 講師：滋賀県立精神医療センター心療内科部長 大門一司 医師	14名
第7回目	12月19日(月) ※第3月曜日	当事者からのメッセージ	17名
第8回目	1月23日(月)	コミュニケーションについて考える③ ～頼みごと、誘い方について考えよう～	7名
第9回目	2月27日(月)	暴力があるときの対応を考える	8名
第10回目	3月21日(火) ※第3火曜日	家族の話を聴いてみよう 講師：全国若者支援連絡会 古庄 健 氏	18名

イ. ひきこもり当事者の会

社会的ひきこもり当事者を対象に、二種類の中間的・過渡的段階の集団活動を実施する。一つは軽作業を通じ、侵襲的でないコミュニケーションを体験しながら、生活リズムや現在の体力を意識できる場として、もう一つは、仲間との交流を通じ、孤独感の軽減や安心感の獲得、コミュニケーションの場として実施する。

社会的な役割を実感しより主体的な活動への参加意欲を育成することを目的とした「ボランティア活動チーム」や10代の活動と交流を促進させる「ゆるさ～」、女子会ほぷりのグループを実施した。

名 称	内 容	開催回数	参加者数
当事者の会 「仲間の会」	人との付き合いに自信が持てないけれど人と話したいと思っている方が、自分と同じような思いを抱えた仲間と出会う場として月1回開催 レクリエーションを中心としたプログラム運営	12回	実 16名 延べ 110名
ワークチーム 「作業しませんか」	小グループで簡単な事務作業を体験する場 当事者個人のペースで取り組める作業を提供 事務作業、畑作業	12回	実 17名 延べ 173名
ボランティア グループ	地域のボランティア活動にグループで参加 当事者発表等の活動も行う	12回	実 9名 延べ 38名
10代サークル 「ゆるさ～」	軽スポーツやゲーム等の活動により同世代との交流を図り、対人関係の幅を広げる。	27回	実 12名 延べ 93名
女子会 「ほぷり」	手芸や工作等の作業を通じて、同世代との交流を図るとともに、年代相応の社会スキルの向上を目的とする。	11回	実 15名 延べ 52名

ウ. 団体支援

社会的ひきこもり親の会（とまとの会）

20歳以上のひきこもりの子を持つ親の会で、情報交換、親の関わり方、将来について等を気軽に相談し合える場として月1回の集まりを家族が自主的に開催している。

(3) 研修会・講演会

ア. ひきこもり等社会的に不利な状況に置かれた子ども・若者支援に係る研修会(基礎研修)

近年、子ども・若者をめぐる環境は大きく変化し、彼らの育ちや自立の問題は深刻な状況にあります。こうした問題は、様々な調査によって、当事者や家族だけの問題ではなく、社会構造の変化による社会的な問題として明らかになり、個別の課題に応じた支援だけでなく、自立へ向けての社会参加を促す機会や環境づくりも含めた総合的な支援が必要と考えられるようになりました。

そのため、こうした子ども・若者に関わる支援者が、広くこの問題についての知識を身につけ、多角的に子ども・若者の置かれた状況を理解することができるよう、基礎研修を実施しました。

実施日	内 容	参加者数
平成 27 年 7 月 10 日 (金) 9:30～16:30 ※草津市まちづくり センター	<p>① 報告 (9:30～12:20)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども若者支援について 滋賀県の子ども・若者の現状 滋賀県子ども・青少年局 小嶋 栄子 氏 滋賀県の不登校の現状と課題～滋賀県不登校実態調査より～ 滋賀県教育委員会 学校教育課 大林 義宜 氏 <p>② 講演 (13:20～14:50)</p> <p>「現代の若者の置かれた状況と支援を考える」 ～高卒フリーター調査・中途退学者追跡調査からみえる若者の育ち～ 中央大学文学部教授 古賀 正義 氏</p> <p>③ 若者支援の実践報告 (15:00～16:30)</p> <ul style="list-style-type: none"> 草津市立障害者福祉センター 公文 優子 氏 東近江市総合福祉課 河合 喜久子 氏 竜王町発達支援課 浅野 裕二 氏 	76名
平成 27 年 7 月 22 日 (水) 9:30～16:30 ※コラボしが 21 3階大会議室	<p>① 思春期の支援について (講義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 思春期精神保健 (9:30～10:50) ～ゲーム依存・発達障害・精神疾患…思春期の様々な状態について～ 精神保健福祉センター 辻本 哲士 所長 虐待と思春期 (11:00～12:20) 立命館大学応用人間科学科 教授 野田 正人 氏 非行と思春期 (14:25～15:30) 大津少年鑑別所 所長 西岡 潔子 氏 思春期相談の事例から (13:30～14:15) <p>② 報告 (15:40～16:30)</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり支援センターの相談の現状から 	112名

イ. 社会的に不利な状況に置かれた子ども若者支援に関する公開講座

子ども・若者に関わる支援者が、広くこの問題についての知識を身につけ、地域における子ども・若者の抱えている課題を共有し、それぞれの支援機関の役割と連携の在り方や地域社会作りを考えることを目的とする。

※内閣府子ども・若者支援地域協議会設置促進事業

	日時	内容	講師	会場	
第1回	平成27年 9月29日 (火)	若者支援から見えてきたこと ～今後の支援の在り方と課題～	NPO スチューデント・ サポート・フェイス 谷口 仁史 氏	ピアザ淡海 大会議室	125 名
第2回	平成27年 10月15日 (木)	・講演「若者を育て育む ～ユースワークの実践から～」 ・僕らの体験	京都若者サポートステーション 松山 廉氏 ・当事者	コラボしが21 大会議室	57 名
第3回	平成27年 11月20日 (金)	発達が気になる子どもたちの 思春期と社会参加	京都少年鑑別所 定本 ゆきこ氏	滋賀県立男女共同 参画センター 大ホール	100 名
第4回	平成27年 12月24日 (木)	・講演 「日本の子どもの貧困 ～夢をあきらめる子どもたち～」 ・実践報告 広がる学習支援	千葉明德短期大学教授 山野 良一氏 ・実践報告 大津市社協・守山市・ 東近江市	コラボしが21 大会議室	84 名
第5回	平成28年 1月23日 (土)	若者サミット 社会とつながる。役割を持つ。 ・講演 ・体験発表 ・実践報告	株式会社シェアするココロ 石井 正宏氏 立命館大学教授 山本 耕平氏 滋賀県立大学准教授 原 未来氏	滋賀県立男女 共同参画センター 大ホール	185 名

ウ. ひきこもり支援従事者研修会

ひきこもり支援に携わる関係者に対して、ひきこもりに関する基本的な知識と支援に必要な考え方や考慮する点などを学ぶこと目的に研修会を開催した。

実施日	内容	参加者数
平成28年3月2日(水)	生育歴や心理テスト等の情報から、総合的に見立て、支援の検討を行った。今回は特に、WAIS-Ⅲのプロフィールを中心に行った。 スーパーバイザー 臨床心理士 岡田 眞子 氏	17名

(4) ひきこもり等子ども・若者支援対策

ア. 滋賀県子ども・若者支援地域協議会代表者会議

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援の効果的かつ円滑な実施を図るため、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。)第19条に基づき、「滋賀県子ども・若者支援地域協議会」が滋賀県に設置され、協議会において行われる実務者会議の運営および支援の全般についての企画・立案・連絡調整等を行う、子ども・若者支援調整機関として、法第21条に基づき、精神保健福祉センターが指定された。

実施日	内容	参加者数
平成28年3月23日(水)	滋賀県子ども・若者支援地域協議会 第1回代表者会議 ・「滋賀県子ども・若者支援地域協議会」の設置についての説明 ・各機関からの報告 滋賀県立精神保健福祉センター(ひきこもり支援センター) 思春期・青年期の相談の現状について 高島市 高島市子ども・若者支援地域協議会の運営について 大津少年鑑別所 こころの相談室おうみの地域支援活動等について	28名

イ. ひきこもり等子ども若者支援にかかる連絡会

ひきこもりをはじめとして、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援は、社会全体で重層的に実施していく必要がある。そこで、対象者の相談内容に応じた適切な支援が行えるよう子ども・若者支援に関わる医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関、関係者の資質の向上を図るとともに、支援のネットワークの形成に資することを目的に「ひきこもり等子ども・若者支援にかかる連絡会」を開催した。

実施日	内 容	参加者数
平成27年8月6日(木)	(1) 平成26年度までの連絡会概要 (2) 講演・事業事例報告 テーマ「若者支援政策の現状と課題」 講演・座長 立命館大学産業社会学部 教授 山本 耕平氏 実践報告 滋賀県地域若者サポートステーション 滋賀県ひきこもり支援センター (3) その他	45名

ウ. 保健所ひきこもり事業担当者連絡会

実施日	内 容	参加者数
①平成27年10月5日(月) ②平成27年12月3日(木)	(1) H26年度のひきこもり支援の実施状況について ・H26、H27年度の各事業の実施要領。 (2) 事例検討 ・4月～9月に新規で対応したケースについての報告と検討。 ・保健所で対象としているケースの傾向や機関の役割についての意見交換。 (3) その他 平成27年度各保健所でのひきこもり支援関係事業についての情報交換	①8名 ②8名

エ. 関係機関との事例検討会の開催

①滋賀県地域若者サポートステーション

実施日	内 容	参加者数
平成27年5月19日(火)	目的：滋賀県地域若者サポートステーションは滋賀県における若者支援の一次窓口の一つであり、広く若者の相談を受けている。また、ひきこもり支援センターからの紹介ケースもある。そのため、両者が情報交換を行い、互いの期間の役割を認識し、また、事例学習を通じて各相談員の資質の向上を図ることにより、個別支援の強化や事業の発展及び事業の発展に寄与することを目的とする。 内容：情報交換と事例学習	12名
6月2日(火)		6名
7月13日(月)		11名
8月4日(火)		9名
9月14日(月)		7名
10月6日(火)		6名
11月16日(月)		11名
12月1日(火)		5名
平成28年1月18日(月)		9名
2月2日(火)		10名
3月14日(月)		11名

オ. 協働事例検討会(地域開催)

事例検討を通じて問題を抱える当事者やその家族への具体的な支援について学び、各々の援助資質の向上を図るとともに、関係機関の連携を強化することを目的とし地域にて開催を行った。

開催回数 47回

検討事例数 54件

(5) 地域支援

(回数)

圏域	技術協力	講演研修	事例検討会	ケースカンファ	同伴面接	同伴訪問	集団指導	会議	関係機関連携	団体支援	その他	計
大津	0	0	0	19	14	8	3	1	2	0	8	55
湖南	0	10	2	57	23	9	0	3	3	1	3	111
甲賀	0	0	0	4	1	0	0	1	1	0	0	7
東近江	0	1	3	28	5	3	0	1	0	0	0	41
湖東	0	2	1	9	5	1	4	0	0	0	0	22
湖北	1	1	2	9	1	1	0	1	0	0	0	16
高島	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	4
その他	0	4	1	2	0	1	0	22	5	1	18	54
計	1	19	9	128	49	23	7	30	12	2	30	310

15. 知的障害者更生相談所事業

組織改編により平成25年度より、精神保健福祉センターの組織となっている。

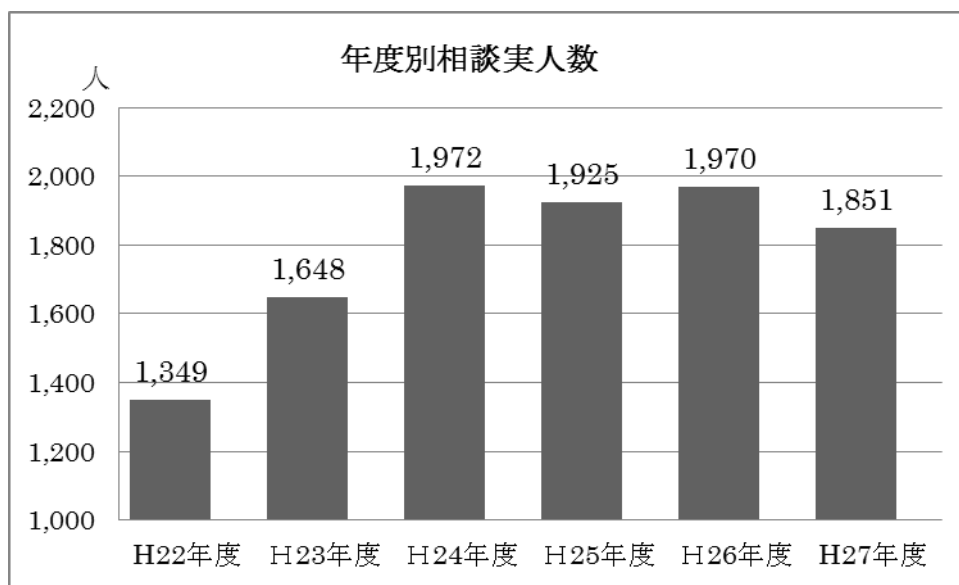
知的障害者福祉法第12条の規定に基づき、各種福祉相談、療育手帳にかかる判定業務のほか、市町に対する専門的、技術的な援助や指導を行っている。

1. 各種相談状況

① 相談実人数（年度別相談実人数）

(人)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
相談実人数	1,349	1,648	1,972	1,925	1,970	1,851
対前年	206 (18.0%)	299 (22.2%)	324 (19.7%)	△47 (-2.4%)	45 (2.3%)	△119 (-6.40%)



② 程度別実人数・相談内容別件数

(件)

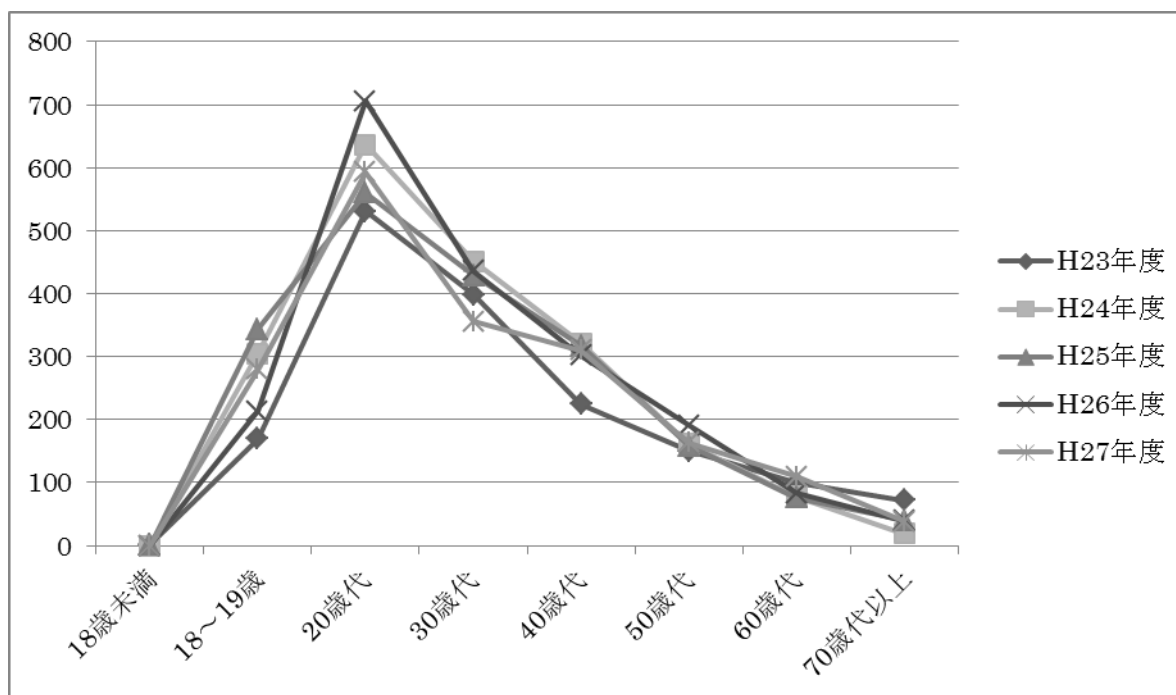
	実人数	施設	職業	医療保健	生活経済	生活上	教育	療育手帳	その他	計
軽度	662	48	186	190	260	873	14	411	188	2,170
中度	541	74	45	162	181	769	4	350	158	1,743
重度	271	53	9	87	60	375	2	180	78	844
最重度	266	83	0	110	70	360	2	191	72	888
その他	111	3	17	12	20	58	4	97	30	241
計	1,851	261 4.4%	257 4.4%	561 9.5%	591 10.0%	2,435 41.4%	26 0.4%	1,229 20.9%	526 8.9%	5,886

③ 年齢階層別相談実人数

(人)

	18歳未満	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
H23年度	2 0.10%	170 10.30%	531 63.00%	399 24.20%	225 13.70%	150 9.10%	99 6.00%	72 4.40%	1,648 100%
H24年度	0 0.00%	305 15.50%	637 32.30%	451 22.90%	321 16.30%	161 8.20%	78 4.00%	19 1.00%	1,972 100%
H25年度	1 0.10%	344 17.90%	560 29.10%	429 22.30%	317 16.50%	158 8.20%	76 3.90%	40 2.10%	1,925 100%
H26年度	0 0.0%	213 10.8%	706 35.8%	436 22.1%	302 15.3%	191 9.7%	83 4.2%	39 2.0%	1,970 100.0%
H27年度	0 0.0%	280 15.1%	593 32.0%	356 19.2%	310 16.7%	164 8.9%	110 5.9%	38 2.1%	1,851 100.0%

年齢階層別相談実人員（年度別）



④ 社会生活・社会参加の状況

(人)

	就 労	事 業 所	入 所 施 設	日 中 活 動 な し	就 学	そ の 他	計
自 宅	329 22.8%	692 48.1%	0 0.0%	286 19.9%	33 2.3%	100 6.9%	1,440 77.8% -100%
C H / G H	30 19.6%	110 71.9%	0 0.0%	5 3.3%	0 0.0%	8 5.2%	153 8.3% -100%
更 生 施 設	0 0.0%	46 61.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	29 38.7%	75 4.1% -100%
入 院	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	0 0.0%	12 85.7%	14 0.8% -100%
そ の 他 (県 外 な ど)	16 9.5%	12 7.1%	0 0.0%	26 15.4%	0 0.0%	115 68.0%	169 9.1% -100%
計 (構 成 比)	376 20.3%	860 46.5%	0 0.0%	318 17.2%	33 1.8%	264 14.3%	1851 100.0% -100%

⑤ 圏域別相談状況

(件)

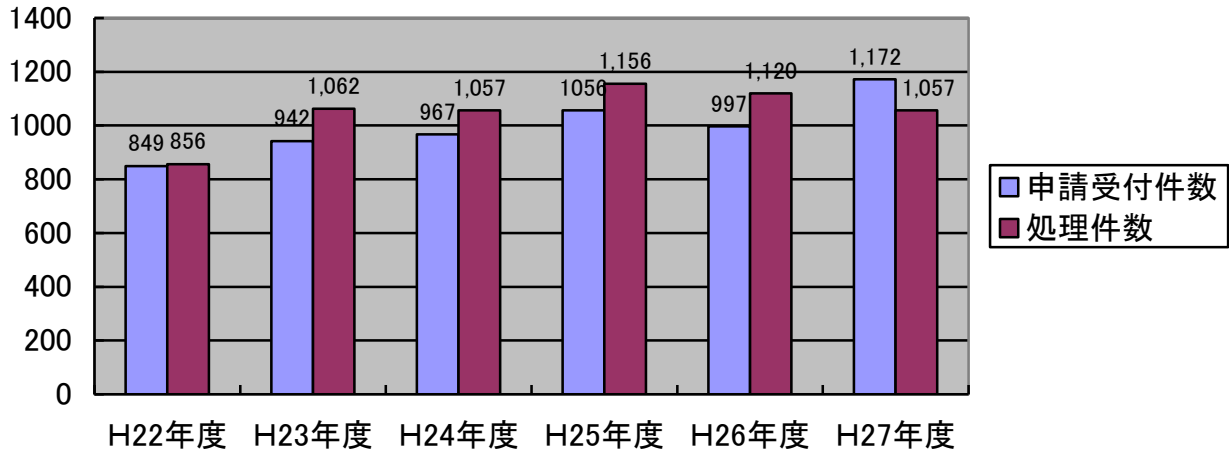
	実人数(人)	施設	職業	医療 保健	生活 経済	生活上	教育	療育 手帳	その他	計
大津圏域	342 17.4% -	59 5.0%	48 4.1%	118 10.1%	116 9.9%	482 41.2%	5 0.4%	251 21.4%	92 7.9%	1,171 -100%
湖南圏域	395 20.1% -	57 4.6%	58 4.7%	127 10.3%	140 11.3%	494 39.9%	5 0.4%	252 20.3%	106 8.6%	1,239 -100%
甲賀圏域	195 9.9% -	31 5.1%	28 4.6%	56 9.1%	44 7.2%	270 44.0%	5 0.8%	136 22.2%	43 7.0%	613 -100%
東近江圏 域	321 16.3% -	49 4.8%	42 4.1%	103 10.0%	99 9.6%	433 42.0%	5 0.5%	217 21.0%	83 8.1%	1,031 -100%
湖東圏域	232 11.8% -	28 4.1%	27 3.9%	51 7.5%	67 9.8%	300 43.9%	3 0.4%	129 18.9%	79 11.5%	684 -100%
湖北圏域	241 12.2% -	24 3.1%	36 4.6%	78 10.0%	94 12.0%	324 41.5%	2 0.3%	158 20.2%	65 8.3%	781 -100%
湖西圏域	93 4.7% -	12 4.2%	17 5.9%	23 8.0%	26 9.0%	123 42.7%	1 0.3%	56 19.4%	30 10.4%	288 -100%
県外	32 1.6% -	1 1.3%	1 1.3%	5 6.3%	5 6.3%	9 11.4%	0 0.0%	30 38.0%	28 35.4%	79 -100%
計 (構成比)	1,851 100.0% -	261 4.4%	257 4.4%	561 9.5%	591 10.0%	2,435 41.4%	26 0.4%	1,229 20.9%	526 8.9%	5,886 -100%

2. 療育手帳処理件数

① 申請受付件数および処理件数

(件)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
申請受付件数	849	942	967	1056	997	1,172
処理件数	856	1,062	1,057	1,156	1,120	1,057



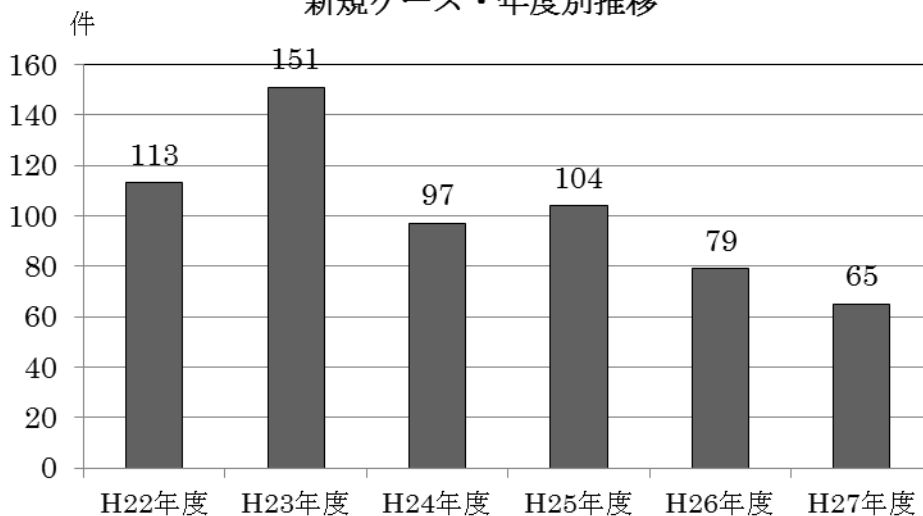
② 新規療育手帳処理件数

・年度別推移

(件)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
判定数	113	151	97	104	79	65
対前年	28 (32.9%)	38 -(△33.6%)	△ 54 -(35.8%)	7 (7.2%)	△ 25 -(24.0%)	△ 14 -(21.5%)

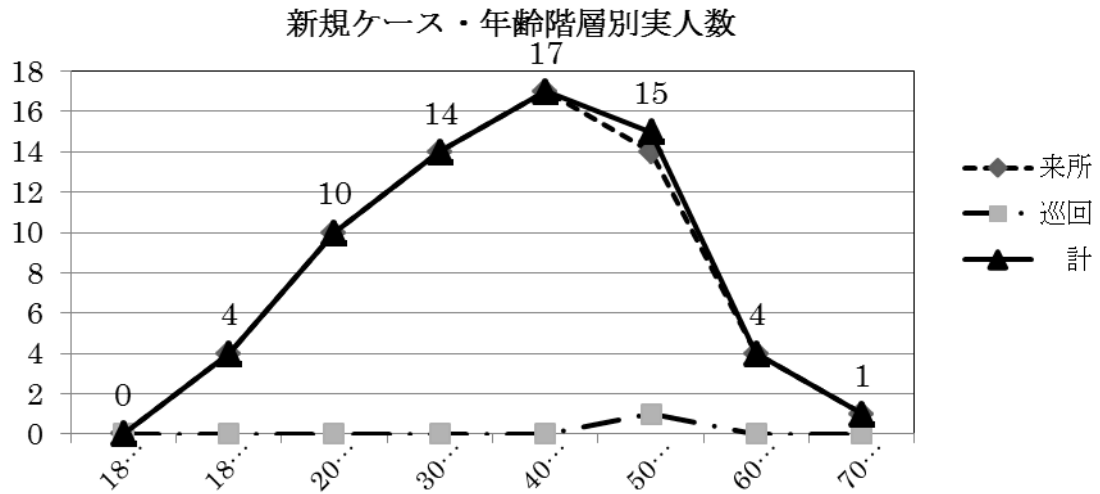
新規ケース・年度別推移



・年齢階層別相談実人数（H27年度処理件数）

（人）

	18歳未満	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
来所	0	4	10	14	17	14	4	1	64
巡回	0	0	0	0	0	1	0	0	1
計	0 0.0%	4 6.2%	10 15.4%	14 21.5%	17 26.2%	15 23.1%	4 6.2%	1 1.5%	65 100%



16. 医療福祉相談モール推進事業

平成 25 年度から精神保健福祉領域において、障害の複合や複雑困難な相談に障害が特定されていない段階から、高い専門性で一貫した対応を行うため、「滋賀県知的障害者更生相談所」「滋賀県ひきこもり支援センター」「滋賀県発達障害者支援センター」「滋賀県高次脳機能障害支援センター」「滋賀県地域生活定着支援センター」を当センターに集約し各機関が連携して相談支援・地域支援を行うことを目的に障害者医療福祉相談モールが平成 25 年 7 月 1 日に開設した。

(1) 医療福祉相談モール連携会議

モール内機関の専門性に沿った事業の推進、事業の相互理解、連携した相談支援、地域支援の円滑な事業推進を図る。

実施回数 13回

(2) ワンストップ相談窓口

モールにおいて障害が確定しない者や、障害者やその家族、相談支援機関等からの相談に応じ、要支援者が適正な支援が受けられることを目的にワンストップ電話相談を実施

ワンストップ電話相談 平日午前 9 時～4 時（土日祝日を除く）

相談件数

	相談者数 (実人数)	支援結果内訳			
		延支援回数	電話相談 (実人数)	面接件数 (実人数)	ケース会議 (実人数)
H27.4～H28.3	99	363	337	24	2

相談者 年齢別・障害確定別区分別

年代	～10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	不明	合計
	件数	23	26	17	8	13	12
障害未確定	7	12	7	2	4	7	39
障害確定	16	14	10	6	9	6	60

(3) 精神保健福祉センターおよび滋賀県障害者医療福祉相談モールの事業・相談支援事例にかかるスーパーバイズ事業

複雑複合化した相談に、高い専門性で一貫した対応ができるよう関係職員の資質の向上を図り、各機関が連携した相談支援・地域支援が行えるよう事業・相談事例にかかるスーパーバイズを実施し、相談支援体制の強化を図る。

実施回数 11回

(4) 市町発達支援室・発達支援センター連絡会

市町発達支援室・発達支援センター（以下、「発達支援センター」という。）の事業取組状況等各テーマに基づく情報交換を行うことで発達支援センター機能の推進および発達支援センターに多くの専門職（保育士、心理士、教員、医師、保健師、事務職等）が勤務し、各々の資質の向上を図ることでチームによる適切な支援が行えることを目的に、平成 26 年度から当センターが行っている。

実施回数 3回

17. 研究・発表等

地域特性に応じた自殺未遂者の再企図防止対策を支援する精神保健福祉センターの取り組み

○西田 大介、宇野 千賀子、辻本 哲士
滋賀県立精神保健福祉センター

【背景】

滋賀県は精神科病床がある救急告示病院は3か所と少なく、当センターが平成24年に行った実態調査では、自殺未遂者の約75%が1泊2日以内に帰宅していることがわかっている。滋賀県の自殺未遂者の再企図防止支援では、複数の圏域において先行的に実施され、当センターは、技術支援を行ってきた。その一方で、一部の圏域では、自殺未遂者の再企図防止支援が未実施なこと、圏域をまたぐケースの支援が課題となっている。関係機関が連携を図り全圏域で自殺未遂者の再企図防止支援を推進していく必要がある。

【事業内容】

全圏域で自殺未遂者の再企図防止支援を推進するため、以下の3事業を実施している。

1.自殺未遂者の再企図防止支援事業(湖南いのちサポート相談事業)

平成26年8月より、草津保健所管内をモデル地域とし、当センターが実施主体となり、救急告示病院を受診した自殺未遂者と家族に対して支援を行っている。初回面接後は、必要な機関(保健所・市町・関係機関)につなぎ継続支援を行っている。また、定期的に事例検討会、支援体制検討会議を開催している。平成26年度22ケース支援を実施した。

2.技術支援

先行的に自殺未遂者の再企図防止支援事業を実施している圏域に対しては、検討会議や事例検討会議に当センターも参加し、事業の運営方法、個別ケースの助言・指導を行っている。平成26年度22回派遣。

3.滋賀県自殺未遂者支援体制検討会議

滋賀県自殺未遂者支援体制検討会議を平成27年2月に設置し、圏域毎の代表、精神科医療機関代表等が参加し、圏域が連携を取りながら、自殺未遂者の再企図防止支援ができるように検討会議を行っている。

【結果】

滋賀県で自殺未遂者の再企図防止支援を実施している圏域は平成26年度末現在、7圏域中5圏域と拡がりを見せている。

圏域をまたぐケースが病院受診等した場合、住居地の保健所が連絡窓口となり、圏域外のケースでも連絡を取り支援が実施できる体制となった。

自殺未遂者の再企図防止支援事業では、圏域内の自殺未遂者の状況が明らかになるとともに、関係機関の意識が高まり、地域での自殺未遂者支援体制の整備が進んできている。

自殺未遂者の再企図防止対策がより充実し効果が出るように今後も取り組んでいきたい。

ひきこもりピアサポーター養成講座の実践と今後の展望

○藤井 直樹 寺尾奏宥 長岡奈奈子 萩尾宏子

藤支有理 小西文子 辻本哲士（滋賀県立精神保健福祉センター）

1. はじめに

滋賀県ひきこもりセンター（以下「センター」と言う。）は、平成26年度より「ひきこもりピアサポーター養成講座」を実践している。この事業では、ひきこもり当事者が語ることで自分自身の経験を客観視し、自分自身を回復者として位置付け、そして、回復者として社会に向けての啓発やグループ活動のピアスタッフとして支援活動を行う力をつけて行くことを目的としている。本発表では、養成講座での「自身のひきこもり体験の語り」を通して、参加者・支援者ともに起こった語りの転換と認識の変容について考察し、ひきこもり支援における「ひきこもりピアサポーター」の重要性および、養成講座の今後の展望について検討する。データは養成講座参加者の了承を得て記録し、個人情報の保護について文書で同意を得た。

2. 対象者

対象者は、①ひきこもり支援センターで当事者交流活動に参加している者、②他者との交流が可能な回復段階にある者、③本人と活動の合意が取れる者、とした。

	申込者	参加者	性別・年代	登録者
H26	6人	6人	20～40代	5名
H27	4人	4人	20～30代	4名

3. 内容

養成講座は全3回で構成しており、内容として「自身のひきこもり体験の語り」を中心としたグループセッションの形式である。外部講師とセンタースタッフがファシリテーターを務め、毎回約120分の設定で行った。参加者には、事前に次第を配布し、①プライバシーの保護、②批判しない、③無理に話さない、という3つのルール等を読み

上げて確認した。

4. 考察

今年度は4名（20代～30代）の当事者が養成講座に参加し、「自身のひきこもり体験の語り」中心としたグループセッションを行った。4名はそれぞれひきこもりに至った背景や経緯は異なるものの、①自己形成を巡る葛藤、②環境への適応（不適応）、③つながり（関係性や居場所）の喪失と獲得、といった語りのテーマが共通して見られた。また、グループセッションを通してそれらのテーマが語られるなかで、互いの考えの比較、参照、類似点の発見といった相互作用が生じ、過去の体験の客観視や現在の状況への新たな視点の獲得といった認識の変容が生じる様子が観察された。さらに、これらの認識の変容は、当事者に「過去・現在」という自身のライフストーリーにおける時間軸を意識させ、「未来（これからの自分）」についての展望を醸成する契機になることが示唆された。このように、ピアサポーター養成を目的とした場での「自身のひきこもり体験の語り」は、当事者の自己理解と時間的展望に適応的な認識を与えることが考えられ、今後のひきこもりの当事者支援において、有効なアプローチとして位置付けられていく可能性を示していた。

現在、ひきこもり支援センターでは、養成されたピアサポーターたちにグループ活動のピアスタッフとしての参加依頼や学習会などでの体験発表の依頼をしている。今後の展望として、支援技術の向上を目的とした学習会の開催、ピアサポーターのアイデアを取り入れた事業の展開など、当事者の「ひきこもり体験」が支援における資源として生かされる活動を試みていくことが必要だと考えられる。

	H27 グループセッションのテーマ
第1回	『自己紹介・ひきこもったきっかけ』
第2回	『ひきこもっていたときに何がしんどかったか』
第3回	『しんどかった時期から、今の自分はどう変わったのか』

語りのテーマの共通性
①自己形成を巡る葛藤 ・単一的価値観へのとらわれ ・社会的自己イメージの混乱 ・自責、他責
②環境への適応（不適応） ・家族文化 ・生活環境の変化
③つながり（関係性や居場所）の喪失と獲得 ・承認される対象、場 ・人とのつながりへの手ごたえ

平成 25 年度ひきこもり支援の実態調査の一報告

○小西文子 寺尾奏有 長岡菜菜子 藤井直樹
萩尾宏子 藤支有理 辻本哲士

(滋賀県立精神保健福祉センター)

I はじめに

平成 26 年度の相談延件数は 4,177 件と、県ひきこもり支援センター開設当初の 3.6 倍と増加。連携した機関も多岐に渡っているのが現状。また、当県のひきこもり者数は約 8,000 人と推計され、ひきこもり支援センター（以下、「センター」という。）の相談は氷山の一角といえる。市町等でのひきこもり相談支援の現状を把握し、効果的な連携体制を構築するための基礎資料とするため実態調査を行い、センターの平成 24 年度の相談支援事例と比較検討したので報告する。データは、個人が特定できないよう数値化した。

II 対象と方法

対 象：県内 19 市町（精神保健・障害福祉および発達支援主管課）、各保健所（7 か所）、およびセンターで平成 24 年度中に継続して相談対応した 15 歳から 45 歳のひきこもり事例とした。

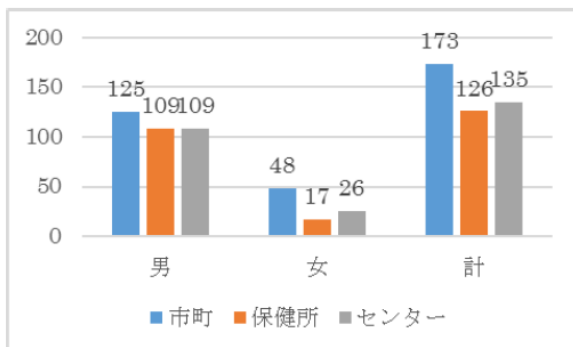
調査項目：相談件数、初回相談時年齢、現在の年齢、現在の所属、性別、乳幼児健診での発達の指摘、学齢期での発達の指摘等

方 法：質問紙による郵送調査

期 間：平成 26 年 1 月～2 月末

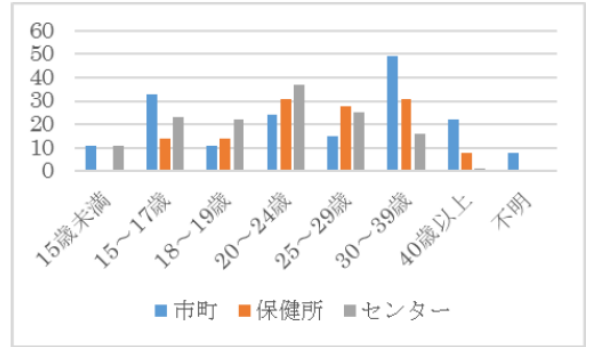
III 結果：回収の状況：16 市町、全保健所、センター相談件数

① 支援機関 3 区分別・男女別相談件数



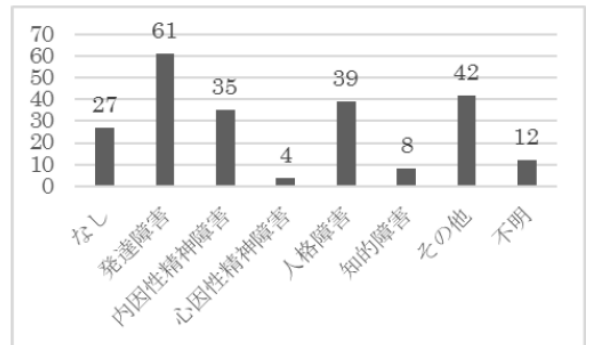
市町の相談件数は 173 人であり、東近江圏域が 61 人と最も多く、次いで湖南、湖西圏域であった。保健所の相談件数は 126 人であり、大津市保健所が最も多く、次いで甲賀、彦根保健所であった。全体の 8 割が男性であった。

② 支援機関 3 区分別初回来所年齢



初回相談年齢が 19 歳以下の割合は、センター 41.5%、市町 31.8%、保健所 22.2%であった。

③ 初回相談時の診断名



初回相談時の診断では、発達障害が最も多く、次いで人格障害、内因性精神障害であった。

IV まとめ

- 市町の主たる相談窓口は、保健分野、発達支援分野、障害福祉分野であり、市町によりさまざまであった。分野により被相談者の特性が異なることが示唆される。
- 初回相談時の年齢は、センターが市町、保健所と比べて低い。市町では 15 歳から 17 歳、市町および保健所では 30 歳以上の相談が多い。初回相談時の年齢に応じた支援方策が必要である。
- 診断では、発達障害が最も多い。センターの 24 年度調査では発達障害および発達に特性がある者が約 8 割であり、支援者は、発達障害やその特性についての知識・技術が必要である。

滋賀県ひきこもり支援センターの現状と展望について

滋賀県立精神保健福祉センター

○藤支有理 長岡奈奈子 寺尾奏有 藤井直樹
萩尾宏子 加藤基至 小西文子 辻本哲士

1. はじめに

滋賀県ひきこもりセンター(以下「センター」と言う。)は、平成22年度に県立精神保健福祉センター内に開設した。開設当初の相談延件数は1,146件であったが、平成26年度は4,177件と当初の3.6倍の利用状況となっている。開設初年度から3年間は、「ひきこもり」をテーマに、その概念や支援について関係者に周知啓発を行ってきた。平成25年3月のひきこもり支援実態調査を踏まえ、現在は困難を有する子ども若者の視点を中心に包括的な知識の提供、支援者への啓発を行っている。開設から現在までの継続的な取り組みをまとめ、今後のセンターの役割と機能を検討する。

2. 平成25年度実施事業

(1)ひきこもり支援における実態調査の実施 (H25.3)

①調査内容

対象：県内各市町(障害主管課、精神保健担当課、発達支援主管課、青少年育成主管課)、各保健所、滋賀県サポートステーション、滋賀県ひきこもり支援センター

内容・方法：平成24年度中に各機関で対応した15歳以上45歳までのひきこもり事例に対する対応回数や支援内容等を質問紙を用いて調査

結果：回収率43.6% 回答総ケース数456件(うちセンター138件)

男性357ケース 女性98ケース、平均年齢は27.5歳

②調査から見えてきた課題

- ・多領域にわたる総合的なアセスメントの必要性
- ・支援の中断や長期化を防ぐネットワークの必要性
- ・地域での支援の不足

(2)事業の展開

実態調査より、現在起こっているひきこもり問題は、様々な問題行動や思春期精神保健の課題を抱えた子ども・若者と同様に現代社会における構造的な問題の要素も大きいと捉え、研修会の組み直しを行った。また、ひきこもり支援連絡会を包括的な体制を検討できるものに変更を行った。

- ・「ひきこもり等困難を有する子ども・若者支援に関する研修会」の実施
- ・「ひきこもり等困難を有する子ども・若者支援に係る連絡会」に変更

センターの一次窓口の拡大と、同じく若者支援の一次窓口としての地域若者ステーションとの連携を密にし、適切な支援のマッチングが行えるような体制を整備した。

- ・センターの一次窓口の電話相談の増設
- ・地域若者サポートステーションとの定例の事例検討会の実施

さらに、地域での支援を活性化するために、地域への技術協力を積極的に行うとともに、センターがアウトリーチを行い地域での事例検討会を行う事業を立ち上げた。

- ・協働事例検討会(地域開催)
- ・保健所連絡会の開催

3. 平成26年度実施事業

(1)事業の展開

ひきこもり支援を展開する中、障害疾患に対応した支援のみならず、若者自身の成長発達を促進させる支援の必要性も明らかになってきた。そのため、当事者活動の種類や内容を増やし実施した。

- ・当事者グループの実施… 居場所や作業体験のみならず、活動性が上がった当事者に対して

- センター外でのボランティア活動を行うグループ、10代サークル、女子会を立ち上げた。
- ・ピアサポーター養成講座を実施し、自身の体験を語り客観化できるピアを養成し、家族学習会や啓発講演会等の体験発表で、当事者自ら社会へ発信する作業を行った。
 - ・「若者サミット」の実行委員会を計画し、当事者自身が企画・準備を体験する場を提供した。
- また、支援のネットワークは、横断的だけでなく、早期発見や経年的な支援のつながりの構築も必要であり、そのための体制整備を行った。
- ・センターの相談対象年齢の変更(15歳以上から中学生以上へ変更)
 - ・市町発達支援センター連絡会の実施

事業内容		H22～24年度	H25年度	H26年度	H27年度(予定)
基盤整備事業	連絡調整会議の開催	ひきこもり支援に係る連絡会(2回)	ひきこもり等困難を有する子ども若者支援に係る連絡会		子ども・若者支援に係る地域連絡調整会議(調整機関)
	各分野の役割を明確化し、施策的な連携支援の実施	関係機関訪問 庁内関係部署との情報交換	モール構想 保健所連絡会(2回)	モール連絡会 保健所連絡会(3回) 市町発達支援課連絡会	ひきこもり等社会的に不利な状況に置かれた子ども若者支援実務者会議 保健所連絡会 市町発達支援課連絡会
普及啓発	啓発講演会の開催	啓発講演会	ひきこもり等困難を有する子ども若者支援に係る研修会		社会的に不利な状況に置かれた子ども若者支援に係る研修会
人材育成	教育研修会の開催	従事者研修会	ひきこもり従事者研修会 ステップアップ研修	ひきこもり等困難を有する子ども若者支援に係る公開講座 若者サミット	社会的に不利な状況に置かれた子ども若者支援に係る公開講座 若者サミット
	啓発資料の作成	ひきこもりインテークマニュアル改訂 ひきこもり支援マップ・ガイドの作成 家族教室実践集の作成	モールパンフレット	ひきこもり支援センターパンフレット 若者サミット報告書 体験談冊子	ひきこもり支援センタースマホ型パンフレット 若者サミット報告書 体験談冊子
相談支援体制の整備事業	事例検討会の開催	事例検討会	協働事例検討会(地域)	協働事例検討会(地域) スーパーバイズ事業	協働事例検討会(地域) スーパーバイズ事業
	相談事業	ひきこもり相談事業 思春期相談(特定相談事業) 心理相談事業	ひきこもり相談事業 思春期相談(特定相談事業) 心理相談事業 モールワンストップ相談	※嘱託1増員	※嘱託1増員
	家族教室の実施	思春期家族教室 青年期家族教室	家族学習会(年10回) 家族教室(地域共催)	家族学習会(年10回)	
	家族交流会の実施	ひきこもり家族交流会(思春期) 摂食障害家族交流会の実施(月1回)	摂食障害家族交流会(月1回)		
	当事者グループ	仲間の会(居場所型グループ) 作業しませんか(作業体験型グループ)	仲間の会 作業しませんか ボランティアチーム	仲間の会 作業しませんか ボランティアチーム ゆるさ～女子会	仲間の会 作業しませんか ボランティアチーム ゆるさ～女子会
	民間との協働	退廃型地域活動支援センターと事例検討会 地域若者サポートステーションと啓発講演会共催	地域若者サポートステーションとの定例事例検討会		
	ボランティアの養成			ピアサポーター養成講座 サミット実行委員会	ピアサポーター養成講座 サミット実行委員会
自助グループの育成支援	とまの会支援				
社会資源の	実態把握 支援のネットワークの調査	保健所・市町・支援機関の支援実態調査 家族教室の参加者の実態 (平成11～20年度) 家族交流会の傾向 作業・仲間の会の参加者の実態	ひきこもり支援センターの支援の実態調査(H24末) 保健所・市町・支援機関の支援実態調査 当事者交流会実践報告	市町発達支援室の実態調査 モール相談実績報告 10代サークルの実践報告 家族学習会参加者の分析 交流会参加者の傾向	県政アンケート

表1 開設時から H27 年度(予定)までの経年的な事業

4. 今後の展開

以下の4つを柱に、ひきこもり支援センターの役割を考えている。

- ①県民にとって相談しやすい窓口として、総合相談窓口としての体制を整える。
- ②3次機関として精神保健の視点をベースとしたアセスメント機能の充実を図る。また、市町や保健所のバックアップを行い、地域での支援機能の充実を目指す。
- ③早期介入や切れ目のない支援のつながりの構築のため、教育機関との連携の模索、また、市町発達支援室・発達支援センターのバックアップを行う。
- ④出口支援として、精神保健や福祉の支援のつながりのみならず、若者の成長発達を促すための社会資源の開拓や支援のネットワークの構築を行う。

滋賀県ひきこもり支援センターでのケースの実態と今後のセンターの役割についての一考察

(平成 24 年度と 26 年度のケースの実態より)

○藤支 有理 寺尾奏有 長岡菜菜子 藤井直樹

萩尾宏子 小西文子 辻本哲士(滋賀県立精神保健福祉センター)

1. はじめに

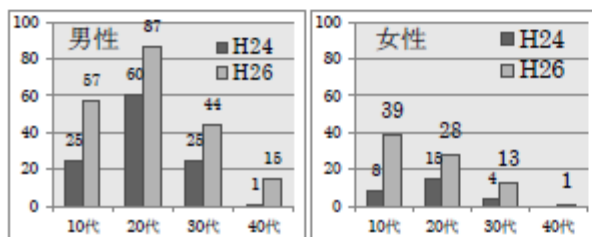
滋賀県ひきこもりセンター(以下「センター」と言う。)は、H22 年度に県立精神保健福祉センター内に開設した。開設当初は相談延件数が 1,146 件であったが、H26 年度は 4,177 件と当初の 3.6 倍の利用状況となっている。今回は、H24 年度と H26 年度のセンターの相談ケースの実態を合わせて検討し、今後のセンターの役割について検討する。

2. 対象と方法

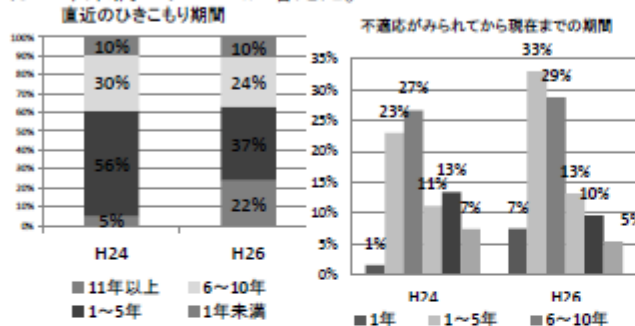
H24・26 年度にセンターに継続相談したケースのうち、生育歴等情報が十分であるケースを集計し、分析した。H24 年度は 138 ケース、H26 年度は 282 ケースであった。また、データは個人が特定できないよう数値化した。

3. 結果

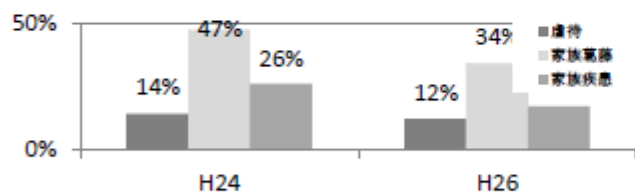
(1) ケースについて



H26 年度は、10 代の男女、20 代女性の相談が増加した。また、連続したひきこもりが 1 年未満、あるいは 5 年未満のケースが増えた。



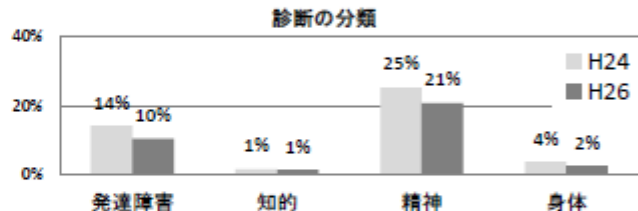
(2) 家族の状況



虐待(本人・家族及び関係者からの聞き取りにおいて、本人への暴力、DV、明らかな暴言、要保護児童として地域が把握していた)、家族の疾患や障害(精神疾患、身体疾患等、母子・父子家庭)、家族間の葛藤が語られたもの(夫婦間、世代間等)と分類し、結果は上記のグラフの通りであった。

(3) 本人の疾患・障害

相談時に診断があったケースは、H24 年度は 42%、H26 年度は 40%であった。診断の分類は下記のグラフの通りである。



4. 考察・まとめ

H24、H26 年度ともに、継続ケースには 4 つの特徴がみられた。①前思春期から 40 代まで、対象の年齢には大きな幅がある。②ひきこもり期間は 5 年未満のケースが多いが、不適応がみられてからの期間は長いケースが多い。③様々な診断を受けたケースが含まれている。④家族の背景は様々であり、課題を抱えた家族も少なくない。こうしたことから、一概に「ひきこもり支援」と称しても、状態像によって本人のニーズや支援方法は異なることがわかる。故に、センターとしては、ケースの多角的・総合的なセサメントができる人材育成と、子ども若者地域支援協議会への主体的な関わりを通じ、地域のネットワークの中で成長発達を支える(予防的な関わりも含めた)体制づくりを行う事が必要と感じている。また、個別の支援についての課題は次にまとめる。

(1) 10 代ケースへの支援

家族・当事者への個別相談や訪問、10 代サークルを実施。相談が増加している年代であり、この時期の彼らの生活を支え、成長発達を支えるプログラムをさらに検討する必要がある。また、不登校からの切れ目ない支援、特に発達課題を持つ若者の前思春期からの支援を視野に、教育や市町発達支援室・センターとの連携が必要である。

(2) 20 代ケースへの支援

家族・当事者への個別相談や様々な当事者活動を実施。また、若者自身の主体性を育む機会の提供として、ピアスタッフ養成講座や若者サミットを実施した。今後は、医療や障害福祉との協働だけでなく、様々な形での社会参加の機会が提供できる様、地域若者サポートステーションや NPO 等との連携の強化を行う事が必要である。

(3) 30 代、40 代ケースへの支援

この年代は生活困窮が喫緊のテーマになるため、市町の生活困窮担当部署との連携を行い、支援を行うことが必要である。また、シニアサポートセンターとの連携も検討していく。

IV. 参 考 資 料

1. 精神保健福祉センター運営要領

平成 8 年 1 月 19 日 健医発第 57 号

厚生省保健医療局長通知

最終改正 平成 18 年 12 月 14 日障発第 1222003 号

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第 6 条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに法第 45 条第 1 項の申請及び障害者自立支援法(平成 17 年法第 123 号)第 52 条第 1 項の支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、教育研修、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者自立支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携

により必要な対応を行うことが求められる。

(3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

2. ひきこもり対策推進事業実施要領

セーフティネット支援対策等事業の実施について
平成17年3月31日 社援発第0331021号
厚生労働省社会・援護局長通知

1 目的

本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置カ所数

センターは、都道府県及び指定都市に、原則各2カ所設置し、児童期・成人期に応じた適切な相談等の支援が行える体制を整備する。

なお、カ所数は、児童期1カ所、成人期1カ所の計2カ所を基本とするが、地域の実状に応じて、1のセンターで児童期・成人期を兼ねることは差し支えない。

イ 名称

センターの名称は、「ひきこもり地域支援センター」とするなど、ひきこもり対策の実施機関であることがわかるものとする。

(2) センターの事業内容

ア ひきこもり本人又は家族等（以下「対象者」という）からの相談

対象者からの電話、来所又は必要に応じて訪問等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぐ。

なお、必要に応じて当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。

イ 連絡協議会の設置

対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるように、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。

なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。

ウ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センター利用及び地域の関係機関・関係事業に係る広報・周知を行うなど、ひきこもり対策に係る情報発信に努める。

エ その他のひきこもり対策推進事業

上記アからウまでの事業以外でひきこもり対策の推進を目的とした事業を実施する。

(3) 実施体制

ア ひきこもり支援コーディネーターの配置

センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間を目安として開所することとし、相談等ができる体制をとる。

4 対象者

(1) 児童期の「センター」の対象者

原則、ひきこもり本人が18歳未満の対象者とする。

(2) 成人期の「センター」の対象者

原則、ひきこもり本人が18歳以上の対象者とする。

5 実施上の留意事項

(1) 秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者とは十分相談の上、情報を取り扱うこと。

(2) センター間の連携

児童期のセンター及び成人期のセンター間の連携についても、利用者の継続的な事業利用が円滑に行われるように特に留意すること。

3. ひきこもり推計数

若者の意識に関する調査(ひきこもり調査)H22年2月内閣府

厚生労働省の新ガイドラインにおけるひきこもり推計値
(世界精神保健(WMH)調査 厚生労働科学研究(H16-19))

分類	準ひきこもり 普段は家にいるが、自分の趣味に関する幼児の時だけ外出する	狭義のひきこもり				計	広義のひきこもり 準ひきこもり + 狭義のひきこもり	ひきこもり親和群	分類	推計数
		普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	自室からは出るが、家からは出ない	自室からほとんど出ない						
有効回収率に占める割合(%)	1.19	0.40	0.09	0.12		1.79	3.99	ひきこもり出現率	0.5	
2016年 15～39歳推計人口								住民基本台帳人口に基づく総世帯数 (平成28年1月1日現在)		
全国	35,216,352 ≒42万人	419,075	140,865	31,695	42,260	214,820 ≒21万人	633,894 ≒63万人	1,405,132 ≒141万人	全国 56,950,757 ≒28.5万世帯	
滋賀県	405,539	4,826	1,622	365	487	2,474	7,300	16,181	滋賀県 559,129 2,796	
大津圏域	93,439	1,112	374	84	112	570	1,682	44	大津圏域 143,721 719	
大津市	93,439	1,112	374	84	112	570	1,682	44	大津市 143,721 719	
湖南圏域	100,340	1,194	401	90	120	612	1,806	48	湖南圏域 130,930 655	
草津市	40,484	482	162	36	49	247	729	19	草津市 55,188 276	
守山市	23,837	284	95	21	29	145	429	11	守山市 30,296 151	
栗東市	21,478	256	86	19	26	131	387	10	栗東市 26,334 132	
野洲市	14,541	173	58	13	17	89	262	7	野洲市 19,112 96	
甲賀圏域	42,898	510	172	39	51	262	772	20	甲賀圏域 56,757 284	
甲賀市	25,900	308	104	23	31	158	466	12	甲賀市 34,190 171	
湖南市	16,998	202	68	15	20	104	306	8	湖南市 22,567 113	
東近江圏域	66,184	788	265	60	79	404	1,191	31	東近江圏域 87,022 435	
東近江市	33,391	397	134	30	40	204	601	16	東近江市 42,442 212	
近江八幡市	23,011	274	92	21	28	140	414	11	近江八幡市 32,483 162	
竜王町	3,732	44	15	3	4	23	67	2	竜王町 4,183 21	
日野町	6,050	72	24	5	7	37	109	3	日野町 7,914 40	
湖東圏域	45,409	540	182	41	54	277	817	22	湖東圏域 61,678 308	
彦根市	33,031	393	132	30	40	201	595	16	彦根市 45,941 230	
愛荘町	6,584	78	26	6	8	40	119	3	愛荘町 7,545 38	
豊郷町	2,035	24	8	2	2	12	37	1	豊郷町 2,858 14	
甲良町	1,878	22	8	2	2	11	34	1	甲良町 2,592 13	
多賀町	1,881	22	8	2	2	11	34	1	多賀町 2,742 14	
湖北圏域	44,646	531	179	40	54	272	804	21	湖北圏域 58,817 294	
長浜市	33,775	402	135	30	41	206	608	16	長浜市 44,740 224	
米原市	10,871	129	43	10	13	66	196	5	米原市 14,077 70	
高島圏域	12,623	150	50	11	15	77	227	6	高島圏域 20,204 101	
高島市	12,623	150	50	11	15	77	227	6	高島市 20,204 101	

4. 社会資源一覧

1. 精神科等医療機関

(1) 精神科病院(入院病床あり)

	名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
1	滋賀里病院	520 0006	大津市滋賀里1丁目18番41号	077-522-5426	
2	琵琶湖病院	520 0113	大津市坂本1丁目8番5号	077-578-2023	
3	瀬田川病院	520 2142	大津市玉野浦4番21号	077-543-1441	
4	滋賀医科大学医学部附属病院	520 2192	大津市瀬田月輪町	077-548-2111	
5	滋賀県立精神医療センター	525 0072	草津市笠山8丁目4番25号	077-567-5001	
6	湖南病院	520 2433	野洲市八夫2077番地	077-589-5155	
7	水口病院	520 0031	甲賀市水口町本町2丁目2-43	0748-62-1212	
8	滋賀八幡病院	523 0891	近江八幡市鷹飼町744番地	0748-33-7101	
9	近江温泉病院	527 0145	東近江市北坂町966	0749-46-1125	
10	豊郷病院	529 1168	犬上郡豊郷町大字八目12番地	0749-35-3001	
11	セフィロト病院	526 0045	長浜市寺田町257番地	0749-62-1652	
12	長浜赤十字病院	526 0053	長浜市宮前町14番7号	0749-63-2111	

(2) 精神科病院(入院病床なし)

	名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
1	大津市民病院	520 0804	大津市本宮2-9-9	077-522-4607	
2	大津赤十字病院	520 8511	大津市長等1丁目1-35	077-522-4131	
3	公立甲賀病院	528 0014	甲賀市水口町松尾1256番地	0748-62-0234	
4	彦根市立病院	522 8539	彦根市八坂1882	0749-22-6050	
5	長浜市立湖北病院	529 0426	長浜市木之本町黒田1221	0749-82-3315	
6	高島市民病院	520 1211	高島市勝野1667	0740-36-0220	

(3) 精神科等診療所

	名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
1	におの浜クリニック	520 0801	大津市におの浜2-2-6	077-523-3757	
2	びわこクリニック	520 0232	大津市真野1丁目12番23号	077-573-4800	
3	浜大津まつた医院	520 0047	大津市浜大津3丁目10-3 ハイツ浜大津1階	077-525-0086	
4	湖南クリニック	520 2144	大津市大萱1丁目19-25	077-545-8530	
5	おうみのくにクリニック	520 2144	大津市大萱1-18-34中川ビル	077-544-3980	
6	山岡医院	520 0113	大津市坂本6丁目27-21	077-578-0145	
7	バイオメンタルクリニック	520 0832	大津市粟津町2-49 オプト石山3F	077-531-0187	
8	なかじまクリニック	520 0818	大津市西の庄5番25号 アメニティ膳所203号	077-521-0701	
9	いしやまクリニック	520 0832	大津市粟津町3-2	077-537-2558	
10	ときめき坂メンタルクリニック	520 0802	大津市馬場1-3-6	077-528-1556	

	名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
12	辻メンタルクリニック	520 0057	大津市御幸町2-2	077-510-0567	
13	さいクリニック	525 0032	草津市大路2丁目1-27	077-566-7271	
14	水口クリニック	525 0027	草津市野村1丁目1-10	077-566-0601	
15	南草津坂本診療所	525 0059	草津市野路1丁目12-41クレアトゥール21 2階	077-566-1002	
16	メープル・クリニック	525 0059	草津市野路1丁目14-38-204	077-561-3877	
17	ひつじクリニック	525 0037	草津市西大路町4-1 YAO-Qビル2F	077-565-2625	
18	のぞみクリニック	525 0036	草津市草津町1973	077-562-1170	
19	南草津けやきクリニック	525 0050	草津市南草津1-1-8	077-565-7708	
20	藤本クリニック	524 0037	守山市梅田町2-1-303	077-582-6032	
21	守山こころのクリニック	524 0041	守山市勝部1丁目1-21	077-514-2262	
22	かのうクリニック	520 3031	栗東市緒3丁目10番22号	077-554-2960	
23	阿星山診療所	520 3234	湖南市中央五丁目168 甲西中央ビル101	0748-72-7634	
24	南彦根クリニック	522 0054	彦根市西今町138	0749-24-7808	
25	菅原メンタルクリニック	522 0074	彦根市大東町9番16号	0749-21-0840	
26	世一クリニック	529 1314	愛知郡愛荘町中宿31-3	0749-42-7506	
27	つつみクリニック	526 0015	長浜市神照町480-2	0749-63-0223	
28	アップルクリニック	526 0058	長浜市南呉服町9番2号	0749-68-0355	
29	パームこどもクリニック	520 3027	栗東市野尻440	077-551-2110	
30	かりゆしクリニック	528 0235	甲賀市土山町大野401	0748-67-0155	
31	菜の花心療クリニック	522 0074	滋賀県彦根市大東町2-29	0749-27-7087	
32	くどうクリニック	520 0047	大津市浜大津3丁目7-2	077-510-1030	
33	大津心療内科クリニック	520 0033	大津市大門通り3-29	077-525-3188	

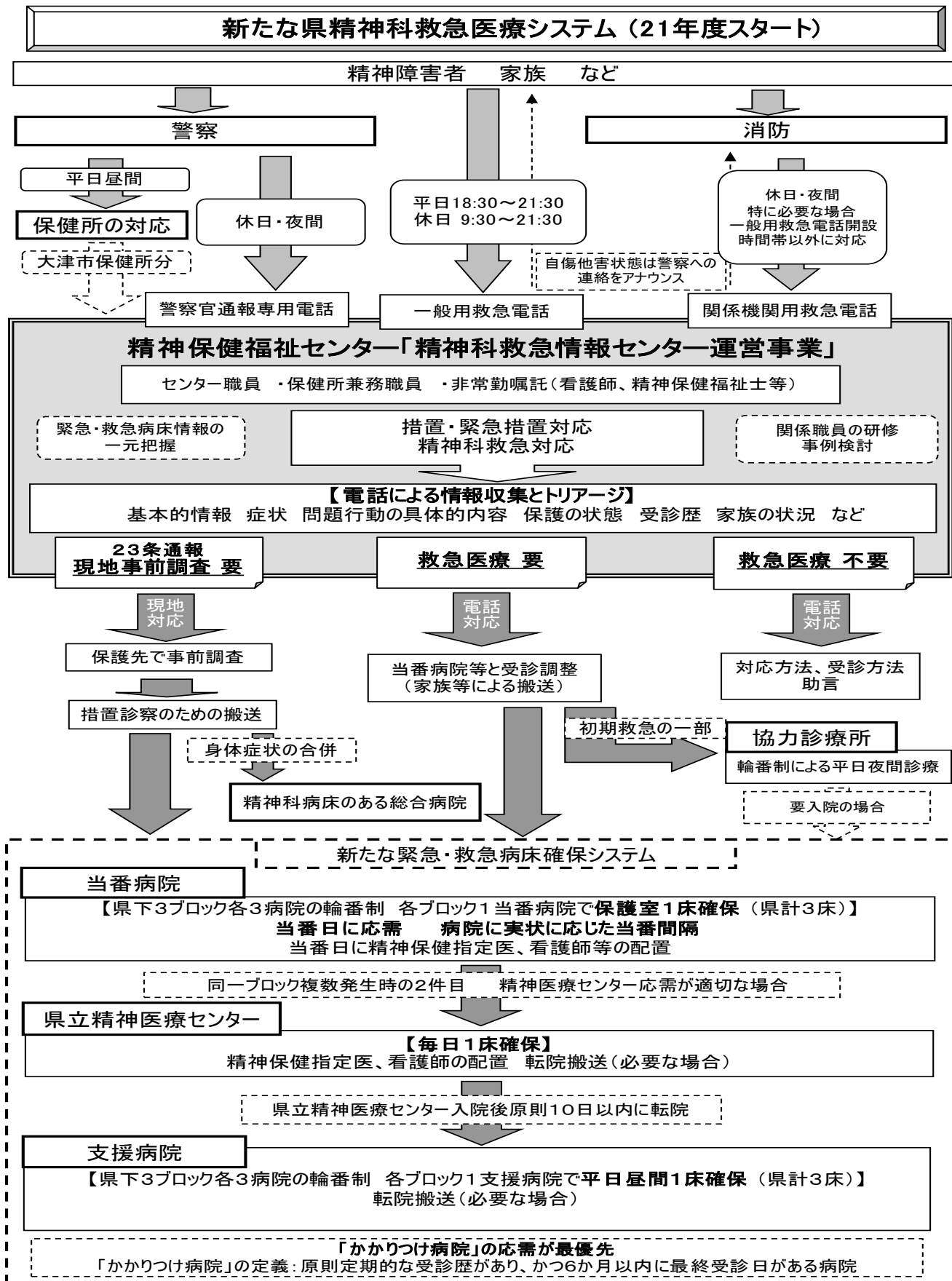
2. 相談支援事業所

	名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
1	オアシスの郷	520 0026	大津市桜野町1丁目10-5	077-510-5725	地域活動支援センターI型
2	やすらぎ	520 0837	大津市中庄1丁目15-18	077-526-7802	地域活動支援センターI型
3	風(ふう)	520 2433	野洲市八夫1318	077-589-8784	地域活動支援センターI型
4	草津市立障害者福祉センター	525 0025	草津市西浜川2丁目9-38	077-569-0351	地域活動支援センターI型
5	このゆびとまれ	520 3213	湖南市大池町10-1	0748-75-8949	地域活動支援センターI型
6	しろやま	528 0031	甲賀市水口町本町2丁目2-27	0748-62-8181	地域活動支援センターI型
7	ふらっと	523 0895	近江八幡市宇津呂町19-6	0748-32-2667	地域活動支援センターI型
8	太陽	527 0012	東近江市八日市本町7-8	0748-20-2255	地域活動支援センターI型
9	まな	522 0054	彦根市西今町1328	0749-21-2192	地域活動支援センターI型
10	ステップあっぷ21	529 1168	犬上郡豊郷町八目49	0749-35-0333	地域活動支援センターI型
11	そら	526 0835	長浜市室町薬師堂396-2	0749-68-2255	地域活動支援センターI型
12	ほっとステーション	526 0063	長浜市末広町6-2 ワイエビル18 1F	0749-64-5130	—
13	コンパス	520 1611	高島市今津町弘川204-1	0740-22-5553	—

3. 働き・暮らし応援センター(障害者就業・生活支援センター)

	名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
1	おおつ働き・暮らし応援センター“Hatch	520 0044	大津市京町3丁目5番12号森田ビル1F	077-522-5142	
2	湖南地域働き・暮らし応援センター“りらく	524 0037	守山市梅田町2-1セルパ217号室	077-583-5979	
3	甲賀地域働き・暮らし応援センター	528 0012	甲賀市水口町暁3-44	0748-63-5830	
4	東近江圏働き・暮らし応援センター“Tekito-	523 0891	近江八幡市鷹飼町571平和堂近江八幡店5階	0748-36-7999	
5	湖東地域働き・暮らし応援センター“コト-	522 0088	彦根市西今町87-16	0749-21-2245	
6	湖北地域しょうがい者働き・暮らし応援センター“ほっとステーション	526 0845	長浜市小堀町32番地3 ながはまウエルセンター内	0749-64-5130	
7	湖西地域働き・暮らし応援センター	520 1632	高島市今津町桜町2丁目3-11	0740-22-3876	

5. 滋賀県精神科救急医療システム事業



6. 年度別申請・通報等の対応件数

1. 申請・通報等の対応件数

保健所等名	17年度	割合	18年度	割合	19年度	割合	20年度	割合	21年度	割合	22年度	割合	23年度	割合	24年度	割合	25年度	割合	26年度	割合	27年度	割合
大津	39	25%	27	18%	53	30%	34	26%	27	18%	34	20%	44	26%	44	19%	50	23%	44	24%	54	24%
草津	16	10%	25	17%	21	12%	26	20%	30	20%	34	20%	19	11%	26	11%	30	14%	27	15%	33	15%
甲賀	9	6%	14	9%	14	8%	10	8%	6	4%	19	11%	22	13%	33	14%	19	9%	9	5%	18	8%
東近江	31	20%	24	16%	15	9%	9	7%	10	7%	10	6%	15	9%	34	15%	27	13%	24	13%	21	9%
彦根	22	14%	18	12%	24	14%	13	10%	23	15%	20	12%	10	6%	13	6%	18	8%	10	6%	10	4%
長浜	21	14%	25	17%	28	16%	13	10%	6	4%	16	9%	10	6%	16	7%	20	9%	18	10%	26	12%
高島	8	5%	6	4%	5	3%	14	11%	3	2%	4	2%	4	2%	19	8%	4	2%	4	2%	6	3%
県	9	6%	11	7%	14	8%	14	11%	44	30%	36	21%	45	27%	47	20%	46	21%	45	25%	58	26%
計	155	100%	150	100%	174	100%	133	100%	149	100%	173	100%	169	100%	232	100%	214	100%	181	100%	226	100%
措置入院	54	34.8%	51	34.0%	61	35%	41	31%	34	23%	56	32%	55	33%	76	33%	63	29%	63	35%	54	24%

2. 申請・通報等の経路別件数

経路	17年度	割合	18年度	割合	19年度	割合	20年度	割合	21年度	割合	22年度	割合	23年度	割合	24年度	割合	25年度	割合	26年度	割合	27年度	割合
家族等	30	19%	20	13%	25	14%	23	17%	8	5%	15	9%	6	4%	5	2%	0	0%	5	3%	3	1%
医療関係	4	3%	11	7%	11	6%	2	1%	8	5%	4	2%	8	5%	4	2%	6	3%	11	6%	3	1%
警察官	112	72%	108	72%	124	71%	94	70%	102	68%	116	67%	110	65%	176	76%	162	76%	120	66%	163	72%
検察官	2	1%	3	2%	3	2%	4	3%	6	4%	2	1%	11	7%	5	2%	5	2%	8	4%	7	3%
矯正施設長	7	5%	8	5%	11	6%	10	7%	25	17%	34	20%	34	20%	42	18%	41	19%	37	20%	50	22%
病院管理者		0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	1%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
知事		0%		0%		0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
計	155	100%	150	100%	174	100%	135	100%	149	100%	173	100%	169	100%	232	100%	214	100%	181	100%	226	100%

平成 27 年度 精神保健福祉センター所報

発行 平成 28 年 9 月
滋賀県立精神保健福祉センター
〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目 4-25
TEL 077-567-5010
FAX 077-566-5370
HP <http://www.pref.shiga.lg.jp/e/seishinhoken/>